

工場主任に送れば、主任は之に製品名の見出を附して、カード式で保存するのである。而して第一の係の仕事の終れる時は、該カードへ物品を添へて監査係の検査を受け、監査係は竣成月日を書て更に物品とカードとを次の係へ送り、第二の係にて仕事の一部が終れる時は、監査係は前と同様にカードを添へて製品を倉庫に藏め、カードは工場主任に保管せしめ、且つ販賣係へ製品出来の旨を報知する爲め、計算係の元價計算の材料たる爲めとの必要上、三枚中最初監査係に止めて置いた一枚を、營業部へ送るのである。

(ロ) 原料請求 工場で原料を請求するには、特別に原料引渡請求カードを作るのが普通であるけれども亦前記製造指圖書を代用しても良い、即ち工場より倉庫係に原料を請求する時は、倉庫係は其原料名の所の受拂月日欄を記入し、原料を渡すと同時に此月日の上へ工場係員の

証印を求め、更に前に説明したる原料受拂カードの出方へ記入するのであり、又工場にては原料を受取ると、直ちに工場にある製造指圖書の受拂月日欄を記入し、原料を受取つた人の印を求めて置くのである。而して此場合、工場にては製造番號を定めて之を自己のカードに表はすと共に、倉庫係原料及製品監査係へも報知せねばならぬ。製造番號は一物品毎に其竣成する迄を一號とするものもあり、又製造が非常に複雑であつて十數段の作業を経る時の如きは、一段の作業が終る毎に番號を更めることもある。

(ハ) 以上は普通の場合を説明したのであるが、時としては一旦買入れたる原料品を都合に依りて其買入先に返却し、又時としては一旦工場に引渡した原料の殘餘を、倉庫に返戻するが如き場合もある、かゝる場合には適宜に「返却票」を作つて關係係に送り、前の記入を訂正せしむる

のである

(ニ)倉庫品の整理 に就ては倉庫會社の部に説明してあるから、本章と併せて見る時は其詳細が分る譯である、但し製造會社の倉庫には原料品と製品とが貯蔵されてあるから、此兩者の保管法及びカードを區別すべきは勿論のことであつて、英語などでは原料品を入れる倉庫を *Store* といひ製品を入れるを *Warehouse* といふて、言葉までも區別して居るのである

第三節 製品

製品がまだ倉庫に藏せらるゝ間は之を *Stock* といひ、販賣せらるゝ時に *Goods* と呼ばれるのである、而して製造の注文を引受け及び之を販賣するのは營業部の販賣係であつて、製品を保管し及び之が荷造發送を爲すのは倉庫係の役目である

一 注文の引受 他店より注文ある場合に、他店から前に原料買入の際に示したような注文書が來れば、之れを其まゝ當方の注文明細カードに利用することも出来るが、若し手紙や電話などで注文して來た時には、當店に於てカードを作らねばならぬ、此に示したるは即ち注文の詳細を記入したる注文受取明細カードであつて、之を出來月日を見

注日	注文番	製造	品名	注文主	注文要領	出月	送日	摘要
附	文	造	名	主	領	月	日	
	號	號				來		
						口		

出とした見出専用カードの相當の部に入るれば

約定期日明細カードとも爲るのである、發送月日の欄及び摘要欄は製品を發送せる時に其月日、運送方法、荷印等を記入するのである

二 製造の指圖 注文引受の次に起る手續であるが、前に説明したから略する

製品

三 注文品の發送 販賣係は時々注文受取明細カードを見て、出来期日迄に製造し終るように工場を督勵し、愈々期日に製品が倉庫に藏めらるれば販賣係は

NO.....		製品發送請求書		年	月	日
下記ノ製品		荷印.....		發送準備	月	日
何地何某へ向ケ		何使ヲ以テ發送相成度候		倉庫係	行	販賣係
製造番号	品名	數量	單價	金額	發送月日	發送番號

るのである

(イ) 製品發送請求票を作つて、倉庫係に送り發送の準備を爲さしめ、さて發送約定日に至て倉庫係、販賣係立會の上にて荷物を檢し、倉庫係をして運送の手續を爲さしむ

(ロ) 製品受拂カード 原料品受拂カードと同様であつて、其入方へは製造指圖書に依りて記入し(前款第二、原料の引渡中イの部を見よ)出方へは製品發送請求票から轉記するのである

(ハ) 賣上カード 販賣係は右の手續を終れば二枚を炭素紙にて書き厚葉を計算係へ送るのである

第四節 元價計算

元價計算は Cost Findings コストファインディング といふて、近年歐米に於ては熱心に研究せられて居る問題であつて、工業會計整理上最も必要なる事であると共に、實際上は最も複雑困難なるものとして、幾多の經營者を悩まして居るのである

凡る製品の元價を知らざれば、賣價の標準が明かで無く、又販賣上の損益をも計算することが出来ぬのであるが、然かゝ一製品若くは一回の

元價計算

製造毎に、其製造元價を計算し並に其販賣利益を知る爲めに、一々計算カードに記入して之を計算すべきかど云ふに、固計算カードは全財産の大体を見ることを目的とするものであるから、一製造毎に其元價其利益を見るといふような細かいことは、寧ろ補助カードのみで計算するが良いので、計算カードは一季間の大略を知れば良いのである、即ち計算カードに依りて知り得ることは

賃銀（一週間若くは一月の支拂濟高）

原料（買入の度に仕入カードが廻り来る）

雑費（製造用雑費支拂の都度）

製品（賣上の度に賣上カードが廻り来る）

の四つである、此四つは左の關係を有して居る

總計賣上（賃銀十原料仕入價十雜費）＝總計生産

但し之は單に製造に就てのみ計算したもので、會社の全損益は、右に各種の營業費や雜益等を加減し、又原料殘品あらば之は右原料仕入價から控除せねばならぬのである（商要編財産高計算法參照）さて計算カードにては製造の大体が知れるのみであるから、更に製品價、明細、カードなる補助カードを作つて、一製品又は一製造毎に其仕上り元價及び損益を計算するのである

（見出……製品名又は製造番號）

NO.....		製品名.....		製造番號.....			
日附	原料價	賃銀高	雜費	合計	日附	摘要	金額

原料價は原料請求カード即ち本章に於ける製造指圖書から、賃銀高は賃銀

割賦カードから、又雜費は雜費支出カードから、製造番號に従て此見出

元價計算

に相當するだけを記載し、合計欄に於て製造元價が分かり、又金額の欄へは販賣の度に賣上價を記入し、合計欄の合計と金額欄の合計との差は、此製品若くは製品より生ずる損益と爲るのである

第三章 取引例題

〔日本製織合資會社營業日誌〕

七月一日

- 一、本日會社設立の手續を終り、左の資本を以て羽二重製造販賣業を開始す
 - (土屋長吉元入高) 現金一万円
 - (小林行昌元入高) 現金一万円
 - (湯川兼吉元入高) 現金一万円
 - (太田龜助元入高) 地所家屋評價二万円
- 二、織機百臺附屬品共十二回五十錢替にて現金買入る
- 三、開業費二十四現金にて支拂ふ
- 四、電燈備付代二十四を現金にて支拂ふ

- 五、太平洋銀行へ當座預金として現金二万五千円を預入る
- 六、工女花田梅(第一號工)以下第百號迄一百人を雇入る、但第一號より四十九號迄を上工とし日給三十錢、五十號より八十號迄を中工とし日給二十五錢、以下二十人を下工とし日給十八錢を、半月毎に支給する約定なり
- 七、器具一百回を買入れ、太平洋銀行小切手第一号を渡す
- 八、信州機械糸三捆四百回替、上州座繰糸二捆三百五十回替にて買入れ、太平洋銀行小切手第二號を資主山田市兵衛へ渡す(機械糸は縦に使用し、座繰糸は横に使用す)
- 九、炭薪代二十四、雜用品代五回現金にて支拂ふ
- 十、織機百臺を火災保險に附し、保險料半年分八回を現金にて保險會社へ支拂ふ
- 十一、仲買人太田商店よりの注文に依り、羽二重尺三物五十疋、尺五物五十疋の製造を工場へ指圖す(製造番號一及二)依て原糸一捆(九貫目)づつを工場へ引渡す、但出來期限來る五日、發送日來る十日の事

七月五日

- 一、尺三物五十疋(原糸五貫目)尺五物五十疋(原糸六貫目)製造を終る、但原糸使用高内譯座繰二貫四百匁、機械八貫六百匁、炭薪使用高五十錢、雜用品三十錢

取引例題

- 二、右精練方を日本精練會社へ依頼す
- 三、尺三物五十疋、尺五物五十疋の製造を指圖す(製造番號三及四)依て機械系一棚を工場に引渡す 但座繰は第一號製造の殘餘を使用せしむ

七月十日

- 一、去る五日送致の羽二重昨日を以て練終れり、練賃尺三物一疋十七錢、尺五物一疋十九錢の割合にて太平洋銀行小切手第三號にて支拂ふ
- 二、尺三物五十疋(原系五貫目)尺五物五十疋(原系六貫目)の製造を終る、但原系使用高内譯座繰二貫四百匁、機械八貫六百匁、炭薪使用四十錢、雜用品三十錢
- 三、右直ちに精練會社へ依頼す
- 四、本日商標(梅印)を登記し、登録税三十匁を支拂ふ
- 五、第一號製造尺三物五十疋、第二號製造尺五物五十疋を檢査し、檢査料一疋に付五厘の割にて檢査所へ現金を支拂ふ
- 六、第八號第九十號職工本日半休
- 七、太田商店へ同店注文品左の通り引渡す
- 尺三物五十疋正日平均八十八匁百匁に付六四六十錢替

尺五物五十疋正日平均九十八匁百匁に付七四七十錢替
 右代金六百六十七四七十錢の内三百四七十錢は小切手にて受取り、殘は掛さす

八、右小切手太平洋銀行へ預入る

七月十六日

- 一、貸銀半月分を支拂ふ、但貯蓄金一割を預る
- 二、去る十日送致の羽二重練終れり、依て練賃規定の通り現金にて支拂ふ
- 三、營業雜費五四現金にて支拂ふ

右例題解説

一、例題に於て金額の割賦法を示してないものは、假りに製品の數量に應じて割當てるのである

七月一日

- 一、商用編第二例題と同様、且會社一般の部参照
- 二、支拂カード、及機械カード作製

例題解説

四、支拂カード、及器具カード作製
 六、職工事故異動票、及び貸銀計筭表を作り、以後毎日之に記入して行く
 八、四枚一組の原料買入請求書、原料受拂カード、仕入カード、當座預金カードを作る

九、原料買入請求カード、原料受拂カード、仕入カード、支拂カード
 十、支拂カード、營業費カード
 十一、注文受取明細カード、製造指圖書、原料受拂カード

七月五日

一、貸銀割賦票、製品受拂カード、製品價明細カード、及び炭代と用品代とは前に原料受拂カードへ書くべき筈であつたが、問題の都合で記入が出来なかつたから、今原料出を記すのである
 二、之は平生依頼する會社故、別に依頼通帳を作つて整理すれば宜しか

ろ

三、七月一日問題十一に同ト

七月十日

一、依頼通帳、當座預金カード、練賃カード（練賃は製造費として工場に負擔せしめず、營業費として營業部に属せしむるのである）

二、七月五日問題一に同じ

四、支拂カード、商標費カード（商標は一種の權利であるから、之を營業費に入れずして、資産として置くがよい）

五、支拂カード、營業費中検査料カード

六、職工事故移動票、及貸銀計筭カード記入に注意せよ

七、注文受取明細カード、製品受拂カード、賣上カード、收納カード、掛貸カード

八、支拂カード、當座預金カード

例題解説

七月十六日

一、貸銀支拂カード、現金支拂カード、計算カード中の貸銀カード、貯蓄預り金カード

其他は解説せずとも明かであるから略する、而して七月十七日の日計表の前日残欄は、左の如く爲るのである

	資本金	50,000,00	
20,000,00	地所家屋		
1,250,00	機械		
120,00	器具		
3,265,40	金銀		
	仕入		
1,900,00	原系		
20,00	炭薪		
5,00	雜用品		
23,282,70	當座預金		
10,00	商標費		
367,00	掛貸		
	賣上	667,70	
375,51	貸銀		
52,00	營業費		
50,667,70			50,667,70

第五編 銀行編

第一章 銀行業務

普通銀行の業務は其種類が多いのであるけれども、主要なるものは左の通りである

預金	當座預金、小口當座預金、定期預金、通知預金、預金手形預金(別段預金)
貸附	
爲替	内國送金爲替、外國爲替
支配人	
手形割引	
代金取立	
公債証書及地金銀賣買	

即ち銀行は割合に安き利子を以て金銭を預り、之を割合に高き利子にて貸出し、其間の利子の差額と、爲替及び代金取立の手数料等を以て營業の利益とするものである

銀行業務

第二章 取引例題

〔株式会社實業銀行營業日記〕

十一月三日

一、株式會社設立に要する諸般の手續を了し、本日京橋區新富町六番地に於て營業を開始す

一、各株主の引受高左の通り

大山重樹(貳千株) 津田十郎(千五百株) 小林行昌(一千株) 土屋長吉(一千株)
太田龜之助(一千株) 岸本正司(八百株) 小山三郎(五百株) 大島久兵衛(五百株)
株) 歐米貿易會社(五百株) 辻明三郎(貳百株) 外(一千株)株主は各自適宜に之を定むべし

合計株數一万个 株金五十万圓 一株五十圓也

一、本日各株主より第一回拂込として、一株に付金廿五圓現金にて受取る

右二例題により、株主カード及株式カードをも整理せよ

一、左の通り現金にて支拂ふ

創業入費五百圓(發起人土屋長吉)
營業地所家屋代八千圓(吉田良次)
營業用器具代五百圓(鈴木信造)
本月分諸雜費假渡一百圓(用度係)

一、預金利子左の通り定む

當座(日歩一錢) 小口當座(日歩一錢二厘) 當座預金貸越(日歩三錢)
十一月十五日

一、左の通り當座預金として入金す

石井正 三千圓(通帳番號第一號、貸越極度五千圓とし、此根抵當軍事公債証書額面五千五百圓也)
曾根定一 五千圓(通帳番號第二号)
菅野敬助 一万圓(通帳番號第三号)

取引例題

一、正木十郎より定期預金二千五百圓受取る(証書番號一號、期限三ヶ月)
一、左の通り貸附を爲す

京橋區宗十郎町一番地馬場久七へ金貳万八千圓(証書番號一號、保証人加藤乙雄、期限一ヶ月、利子年一割二分)
日本橋區本町五番地濱野一郎へ金三万圓(証書番號二號、保証人中澤達助、期限貳ヶ月、利子年一割二分、擔保品日本郵船會社株券額面三万五千圓)

一、大阪支店を設置し資金として金五万圓を送附す

右送金方日本銀行へ依頼し手数料金八圓現金にて仕拂ふ

十一月三十日

一、曾根定一の請求に依り左の割引を爲す

爲替手形第六號、金額五千五百圓、振出人山本次郎、支拂人佐木新八、手形日附十一月十五日、期限一ヶ月
右割引料日歩三錢の割にて差引き、殘金同人の當座預金中へ振込む

一、太田正男へ菅野敬助振出當行宛小切手第一號代金一千圓を支拂ふ

一、大阪支店より去廿八日附にて左の報知あり

本店拂送金爲替手形第一號振出、金額四千圓、依頼人江澤一郎、受取人深川區吉永町湯川兼一

割引手形第一號金二万八千圓取立の爲め送附、依頼人信誠堂、支拂人神田區小川町六番地中田傳、手形日附十一月廿五日、期限一ヶ月

一、役員給料二百圓を支拂ふ

十二月一日

一、湯川兼一へ大阪支店仕出送金手形第一號代金四千圓を支拂ふ

一、用度係前月分支拂九十八圓の報告あり、依て殘金五圓を合せ一百圓を本月分諸雜費として前渡す

一、大阪支店へ左の送金爲替を取組む

送金爲替手形第一號金四千圓、依頼人石井正、受取人大坂天野正春

取引例題

右爲替金は同人當座預金中より支出し、手数料一円は現金にて收入す

一、丸山明治へ菅野敬助振出小切手第二号金五千圓を支拂ふ

十二月十五日

一、馬場久七貸附金二万八千圓、同利子二百八十圓を現金にて受取る

一、曾根定一の依頼に係る割引手形金五千五百圓佐木新八より取立て
代金同人の當座預金に振込む

一、大阪支店より左の報告あり

送金爲替手形第一號去十日支拂済

本店拂送金手形第二號振出、金額三千円、依頼人高木徳三、受取人京橋區築地
一ノ八池田實

一、大阪支店へ左の送金爲替を取組む

送金爲替手形第二號、金二千円、依頼人山田源吾、受取人大坂市川松之助
右爲替金及び手数料五十錢現金にて受取る

一、大阪支店送金手形第二号三千圓、池田實へ支拂ふ

十二月廿五日

一、石井正より東京銀行拂小切手第九号金一千五百圓を受入れ、同行より
取立の上、同人の當座預金に振込む

一、大阪支店より、送金手形第二号金二千圓、去十七日支拂の報あり

一、大阪支店割引手形第一号二万八千圓、本日期日に付中田博より現金
にて受取る

一、竹村昌一の依頼に依り左の割引を爲す

約束手形第五號金額五万五千円、支拂人トレード商會、手形日附十二月二十

二日、期限日附後三十日、擔保品國庫債券額面六万四

右割引料日歩三錢の割合にて差引き、殘金現金にて支拂ふ

一、本月分給料二百圓を支拂ふ

一、本日當座預金勘定を締切り、利子の計算を爲す

取引例題

十二月三十一日

- 一、用度方前渡金悉皆支出の旨報告あり
- 一、本日総勘定の決算を爲す

第三章 事務法

銀行内の事務法は銀行の業務に従て適宜に之を各係に分配せねばならぬ、左に事務分担の一例を示さう

- 頭取及支配人
- 調査部 重役に直屬し絶体の権力と信用とを有す
- 計算係 全体の計算を総括管理す
- 収納係 小切手々形の取立事務を兼ね
- 支拂係 現金の支拂を爲す
- 爲替係 他支店に對する勘定の整理を兼ね
- 割引係 手形の割引及其整理を爲す

- 貸附係
- 當座預金係 當座貸越事務を兼ね
- 預金係 諸預金係 當座預金以外を掌る
- 抵當係 抵當品擔保品の出入及保管を掌る
- 庶務部 用度係 經費及用度品の出入保管
- 其他

右の如く各係の分担事務が定まつて居るから、先づ主管係から事務を起して、然る後關係係の事務が起るといふ順序であり、殊に収納及び支拂係は一も自ら事務を起すこと無く、総て他よりの指圖を待つので、例へば銀行が現金にて當座預金を預かつた時は、先づ當座預金係が之を扱ひ、収納係は預金係からの通知を待て客から現金を収納し、又給料を拂ふには用度係の通知に依て、支拂係が其金額を各員に支拂ふのである、尙は事務の詳細は次章に於て説明することゝしよう

第四章 カードの運用法

本例題に於ては傳票でんぴょうを使用して各關係係へ取引を通知し、各係は之に依て各自担任のカードを記入するのである

一傳票でんぴょう は取引の概要がいようを記す所の備忘録ひぼうろくであつて、又各係間の通信紙である、故に分課の制ある所では之を用ゐて關係者に執務の指圖を爲し、又事務の結果を報ずるが便利である、而して傳票でんぴょうは常に通信紙たるのみならず、又指圖を受けたる係員が、其指圖に對する責任を明かにする証憑しやうことも爲るものであつて、本例題に於ては更に一步を進めて、傳票を以て從來の銀行日記帳バンクジャーナル (Bank Journal) 及び總勘定元帳ジェネラルレジャー (General Ledger) に代へようとするのである(現今簿記法に於てさへ、銀行日記帳の必要を疑ふ者が出來て來た位である)

從來は本書類と證據書類とは別々のものであつたが、近來歐米の實務界の

傾向は、本書類ほんしゆられ自身を以て證據書類とするように爲つて來た、本例題の方法は即ち傳票を以て本書類とも爲し、證據書類とも爲し、而して其證據書類を以て帳簿の代りとも爲すのである

二傳票の記入法 元來銀行は金錢の授受じゆくを主とするものであるから、隨て其會計整理も現金法キャッシュメソッド (Cash Method) に依るのが便利である、而して現金法とは、如何なる取引にても總て一旦現金にて収支しゆしされたものとして之を整理する方法であつて、例へば銀行が

(イ) 當座預金として現金五百圓を預かる
時は當然現金取引であるが

(ロ) 太田正夫へ金五千圓を貸附く、但し同金額は本人の希望に依り當座預金とす

といふような取引は、貸しても現金は渡さずに直ちに當座預金としたのであるから、唯勘定の振替ふりかりのみであつて、現金は一文も授受されぬ

カードの運用法

から、一体は現金取引ではないのである、然かし現金法に於ては之をも現金取引と假定めて

一度現金が出て直ちに其現金が當座預金として返つて來たと見做して勘定を計算するのである

(ハ) 一千圓の手形を割引し、割引料十圓を差引き残金現金にて支拂ふ

此場合には九百九十圓だけ現金が動いたので、割引料十圓は現金取引では無い、然かし現金法では之をも現金取引であると假定して、兎に角一旦一千圓渡し、瞬く間に内十圓だけ取り返へしたとするのである、即ち銀行に於ては苟くも一取引があれば、其性質の如何に關せず総て必ず

現金が出た而して入つた

として會計を整理するのである、此現金法は一寸變なものであるが、普通の商店會社でも現金の授受の多い所には、之を應用すれば頗る便利なのである

傳票には普通入金傳票、支拂傳票、振替傳票の三種類があるけれども、カード・システムに於ては形式としては入金傳票と支拂傳票との二つを

		(見出……當預)						(見出……貸附)			
振替 摘要	年 月 日	入金票	入金 NO. 1	當預 NO. 1	計	振替 摘要	年 月 日	支拂票	支拂 NO. 1	貸附 NO. 1	計
	人 名	現金入	振 替	合 計	人 名		現金出	振 替	合 計		
(イ) 向 柴		500.00			(イ) 同 柴						
(ロ) 太田正夫			5,000.00	5,500.00	(ロ) 太田正夫			5,000.00	5,000.00		
貸附					當預						

使用するが便利である、今此二つの傳票へ前記イロハの取引を記入し

カードの運用法

て見よう、今諸君が算盤を取てイロハの取引に依る差引出入金を計算すれば、四百九十圓の正味出金ありたる事が分るのである、而して総ての入金票の現金入欄若くは合計欄の総計と、総ての支拂票の現金出欄若くは合計欄の総計とを差引けば、矢張り四百九十圓だけ支拂が多

年 月 日		入金票	入金 NO. 2	割料 NO.
振替	人 名	現金入	振 替	合 計
振替	何 某	1000	1000	1000

(見出……割料)

年 月 日		支拂票	支拂 NO. 2	割手 NO.
振替	人 名	現金出	振 替	合 計
振替	何 某	9000	1000	1,0000

(見出……割手)

い事と爲るのである、総ての取引は附録説明書の勘定科目を見出として、此の如くは傳票に記入されるのである

三 傳票の運用 記入なき傳票は各係に備へられてゐるから、各係

は一取引を行ふ毎に見出を附して傳票の記入を爲し

- (イ) 現金取引の場合には傳票を出納係へ送り、出納係は収入若くは支拂を爲したる上、現金カードに記入し、傳票へは証印して之を元の係へ返戻し
- (ロ) 振替取引の場合には、入金票と支拂票との双方を記入して

傳票の総ては自己の手許へ番号順に保存し置き、一日の終りに之を纏めて計算係へ送れば

- (ハ) 計算係は之に見出科目に従て、例へば當預番號一といふように、番號を附してカード式で保存する

故に傳票には厚紙を用ゐねばならぬ、而して毎日の終りに各傳票に依て日計表が出来るのである

若し銀行に依て舊來の傳票を使はねばならぬ事情があるならば、別に計算係に於て計算カード(商用に同上)を作り、傳票にある勘定科目に依て計算カードの見出を附け、傳票は証憑書類として別に保存して置くのであるが、要

カードの運用法

するに之は愚な事であると思ふ

次に各係に専属する補助カードを説明しよう

四 現金カード、出納係にあるもので、入金票若くは支拂票の現金欄に依て現金を収支した時に記入するものである、之は商用編のよう
に収納カードと支拂カードとに分けても良し、又収納係と支拂係とが
別々に爲つて居らない所では、現金カードとして出入双方を記入して

明		年		月		日		頁.....	
摘要	金額	摘要	金額	摘要	金額	摘要	金額	摘要	金額
種目	人名	種目	人名	種目	人名	種目	人名	種目	人名

も良し、此に示したのは収入が多くて支拂の少ない場合に用ゐる現金
カードであつて、大版の洋郵便をルーズ、リーフにするのである、一日の

終りに収納欄若くは支拂欄に於て差引を爲し、其金額は次日のカード
へ繰越して置けば良し

五 當座預金明細カード、當座預金に限らず総て日歩を以て利息
を計算するものには、此カードを應用することが出来る、日數及び積數

(大見出.....當預 小見出.....預主名)

NO.....		住所		貸越極度		利子割合		貸金1錢.....	
預主								預金.....	
年月日	摘要	小切手 番号	借	貸	残借	貸	日數	借積數	貸積數
6 20	現金			1,000.00			3		9,000.00
	貸附金振替			2,000.00					
	現金	1	2,500.00				2		1,000.00
	利子振替								

カードの運用法

欄は利子計算の必要上設けたものであつて、例へば今日預金があつて明後日預金又は引出のあつた時に、今日より明後日の日迄を數へ、此日數を今日の残高に乘じて積數を出し、此積數の合計に利子の割合を乘じて利息金額を出し、正味預高に對する支拂利子と、貸越金に對する受取利子との差額は、通常現金にて受渡すること無く、次期の初に之を預ケ金に繰込むのである。

預金に利子を附する日數の計算法には色々あるが、爰では一日の終りの残高に對し、其日の翌日より數へ初め、次に取引の起れる日迄を加へて日數を出し、又積數合計一万へ、百円に付き日に一錢の割合の日歩を乗じて、二十五日の記入を爲したのである。

借及び貸といふのは預ケ主から見えていふことであるから、預けた時は銀行へ貸と爲り、引出すか又は借越と爲れる時は、預ケ主は銀行に對して借と爲るのである。

當座預金係は現金にて預金ある時ならば入金票を書いて出納係へ送り出納係の証印を経て傳票の返つて來た時に、當座預金明細カードを記入するのである(但し事務の都合により便宜の時に記入して宜しい)。

六 貸附金明細カード 貸附を爲す場合には通例保証人を立てしめ、且つ擔保品を取るものである、而して擔保品を保管するのは擔保品係であるけれども擔保に關する詳細の事は同係には必要がないから、唯

(見出……イロハ)

表面

借主	職業	住所	NO.....	子		利		金額	子	借入月日	借入日	借入	貸	残	期日	摘要	年月日
				金額	貸入月日	割合	摘要										
				422.40	4	3/10-3/31	32	422.40	4	10	1	60,000.00		60,000.00	4/30	借入	3 10
				576.00	6	4/1-4/30	32	576.00	6	10	1			54,000.00	6	延期	4 30
				595.20	6	5/1-5/31	32	595.20	6	10	1				6	内入	9 10

カードの運用法

擔保品名、數量、内出、残高、擔保品預証番号、日附位の欄を設けた擔保預品カードを現品に添へて擔保係に送れば、同係は之を品名見出又は擔保品預り証番号見出にして保存するのである。カード中利子割合 $\frac{3}{10}$ とわ

裏面

保証人			職業			住所				
品名	預証番号	數量	時	貸	掛	擔保價格	日附	内出	残	備考
郵船株		500	15000	70/0	10500	6.10	603000	54,810	00	

るは三錢二厘、利子摘要 $\frac{3}{10}$ — $\frac{3}{31}$ とあるは三月十日より三月三十一日迄の分といふことであり、又 7% とあるは七掛のことである、借貸のこと及び傳票とカードとの關係は、當座預金の所と同ト理である

七 割引手形明細カード 支拂人別に見出を作るものである、手形

(見出……キロハ)

裏面

支拂人		住所		關係人							
年	手形種類	手形種類	期日	金額	殘高	支拂月日	支拂日	備考	割引日數	引合	料金額

には其爲替手形たると約束手形たるとを問はず振出人、受取人、支拂人裏書人等の關係者が多く、此等の關係者は何れも手形に關して連帶的

裏面

割引依頼人		職業		住所		NO.	
品名	預証番号	數量	時	擔保價格	日附	内出	備考

カードの運用法

の義務があるから、カードへも其名を表はして置くのである。割引料は習慣として割引した時に前取りするものであつて、割引日数は當日と支拂日との両方を數へ込むのである。擔保に関する記入法及び手續は貸付の所と同様である。

割引したる手形は之を支拂期日見出のガイド、カードの所へ入れて置くがよい。

八 荷爲替手形、明細カード、其性質が割引と同トであるから、隨て割引手形明細カードに倣つて作ればよい。

九 他支店勘定カード、は他店又は支店に對する貸借の勘定を記入し、且つ貸借金に附すべき利息の計算の材料と爲るものである。カード中貸及び借といふのは見出と爲れる店から見ているのであり、又利子起算日は利子を附すべき數へ初めの日であつて、之は勘定の確定せ

る日を以て起算日とするのである。故に起算日の記入せられざるものは、未だ勘定が確定せぬものたることを意味するのである。例へば

一月五日 甲某の依頼に依り大坂支店へ向け送金爲替を取組む、此金一千円受取人乙某

一月六日 大坂支店より當地A某受取の爲替を取組める旨報知あり、此金五千円、依頼人大坂市B某

一月九日 去六日大坂支店へ向け取組みたる爲替、八日に支拂濟となりたる旨報知あり

一月十日 去五日大坂支店より取組の爲替、本日乙某へ支拂ふ

起算日は此の如く前後することがあるから、此カードでは利子計算法は出來ぬ、別に起算日、貸借、殘高、日數、積數欄ある利子計算法紙を用ゐねばならぬ(利子計算法は當座預金に同ト)而して他店に對しては利子を授受するが當然なれども、支店に就ては之を授受する所とせざる所とある

(見出……大阪支店)

月日		利起算日	摘要	借	貸	借入	貸出
1	5	1	甲某依頼乙某受取		1,000 00	貸	1,000 00
2	6	1	丙某「A某」	5,000 00		借	5,000 00

(他)支店勘定カード NO.....

本例題にては支店には利子無しとするのである

十 此他銀行には各種預金の記入帳、送金取組記入帳、支拂送金手形記入帳、代金取立手形記入帳、他店切手々形記入帳等十數種の帳簿があるが、此等は或は手形其物を用ゐ、或は他支店より來る通知書を用ゐ、又此の如き物なき時は適宜に補助カードを作れば良い、全体記入帳の如き詳しき事を書くものは、カードのような小さいものよりも大きい紙

の方が都合の良いこともあるから、各自の考に依て、従來の帳簿のまゝをルーズ、リーブ式に改正して置くも一方であらうと思ふ(帳簿よりはルーズ、リーブの方が便利である)只ルーズ、リーブは見出を附けるに不便であるから、歐米などでは適當の見出ある目録カード(Index Card)を備へ、之を見てルーズ、リーブの相當のページを探し出すのである

第五章 記入法及解説

本章に於て説明せざるカードにして實際上必要のものがあらば、それは各自適當のものを作つて貰ひたい(一々説明しても良いが其必要がないから此く略するのである)以下各取引に付き記入すべき傳票と勘定科目とを示すのであるが、此傳票は科目を見出とする計簿カードに爲るものである

十一月一日

記入法及解説

- 二、入金票振替欄、見出資本金、支拂票振替欄、見出未拂資本金
- 三、入金票現入欄、見出未拂資本金、現金カード
- 四、支拂票現出欄、見出創業入費、地所家屋、器具及び假渡金、現金カード

十一月十五日

- 一、入金票現入欄、見出當座預金、當座預金明細カード、現金カード
- 二、入金票現入欄、見出定期預金、現金カード
- 三、支拂票現出欄、見出貸附金、貸附金明細カード、現金カード
- 四、支拂票現出欄、見出大坂支店及び手数料、支店勘定カード、現金カード

十一月三十日

- 一、支拂票見出割引手形とし振替欄五千五百円、入金票振替欄、見出當座預金五千四百七十三円六十銭、及び見出割引料にて廿六円四十銭、割引手形明細カード、當座預金明細カード
- 二、支拂票現出欄、見出當座預金、現金カード
- 三、支拂票振替票、見出大坂支店、入金票振替欄、見出支拂送金爲替手形(支送手)、支店勘定カード、割引手形取立は期日明細カードのみへ記入す

四、支拂票現出欄、見出給料、現金カード
 一寸注意して置くが、同日に同じ見出に属する取引が幾つもあらば、之は一枚の傳票へ列記するのである

十二月一日

- 一、支拂票現出欄、見出支送手、前に作れる支店勘定カードへ起算日記入、現金カード
- 二、用度は營業費とす、故に入金票見出假渡金にて振替欄九十八円、現入欄二円、支拂票振替欄、見出營業費九十八円、更に支拂票現出欄、見出假渡金百円、現金カード
- 三、入金票振替欄、見出大坂支店、支拂票振替欄、見出當座預金、入金票現入欄見出手數料、現金カード、支店勘定カード、當座預金明細カード
- 四、支拂票現出欄、見出當座預金、現金カード、當座預金明細カード

十二月十五日

- 一、入金票現入欄、見出貸附金、及び利子、貸附金明細カード、現金カード

記入法及解説

二、入金票現入欄、見出割引手形、割引手形明細カード、現金カード
 三、前に作れる支店勘定カードへ起算日記入、支拂票振替欄、見出 大坂支店、入金票振替欄、見出支送手、支店勘定カード
 四、入金票現入欄、見出大坂支店、及び手数料、支店勘定カード、現金カード
 五、支拂票現出欄、見出支送手、前に作れる支店勘定カードへ起算日記入、現金カード

十二月廿五日

一、入金票現入欄、見出當座預金、當座預金明細カード、現金カード
 二、支店勘定カード起算日記入
 三、入金票現入欄、見出大坂支店、期日カード、現金カード
 四、支拂票見出割引手形にて現出欄五万四千五百三十八円、振替欄四百六十二
 五、入金票振替欄、見出割引料、割引手形明細カード、現金カード
 五、支拂票現出欄、見出給料、現金カード
 六、入金票振替欄、見出當座預金五十九円四十八銭、支拂票振替欄、見出利子同額
 (内管根定一分三十三円六十八銭、菅野敬助分二十五円五十銭)、支拂票振替

欄、見出當座預金二四十四銭、入金票振替欄、見出利子同額(石井正に對する受取利子七円廿銭)、支拂利子四円八十銭との差引、當座預金明細カード
 七、入金票振替欄、見出假渡金、支拂票振替欄、見出營業費

十二月三十一日

一、總勘定を締切るに就ては當季に於て収入又は支出すべき利子にして、未だ期限の來ない爲めに授受し終らざるものは、之を未収入利子又は未拂利子として傳票を作るが良し、即ち入金票振替欄、見出利子四百六拾四(濱野一郎貸附金一ヶ月十六日分)、支拂票振替欄、見出未収入利子同額、支拂票振替欄、見出利子二十五円四十八銭(正木十郎定期預金一ヶ月十六日分)、入金票振替欄、見出未拂利子同額、貸附金明細カード利子摘要欄記入(利子八分)

第六章 總勘定日締表

總勘定日締表は本日(ひじょう)の出入と、前日迄の累計と、此二つを合せた總計と及び現在の各勘定の残高とを表はすものであつて、營業成績を明示するに最も有効なる表である。而して各科目に對する金額は計算カード

總勘定日締表

總勘定日締表

十一月三十日

殘高		總計		前日迄計		本日入		摘要		本日出		前日迄計		總計		殘高	
									資本金			500,000	00	500,000	00	500,000	00
250,000	00	250,000	00	250,000	00				未拂資本金								
	500		500		500				創業入費								
	8,000		8,000		8,000				地所家屋								
	500		500		500				器具								
	100		100		100				假渡金								
			1,000				1,000	00	當座預金	5,473	60	18,000	00	23,473	60	22,473	60
									定期預金			2,500	00	2,500	00	2,500	00
	58,000		58,000		58,000				貸附金								
	54,000		54,000		50,000		4,000	00	大坂支店								
	8		8		8				手數料								
	5,500		5,500				5,500	00	割引手形								
									割引料	26	40			26	40	26	40
									支拂送金手形	4,000	00			4,000	00	4,000	00
	200		200				200	00	給料								
	152,192		270,500		270,500				金銀	1,200	00	117,108	00	118,308	00		
	529,000		648,308		637,628		10,700	00		10,700	00	637,608	00	648,308	00	529,000	00

總勘定日締表

十二月一日

殘高		總計		前日迄計		本日入		摘要		本日出		前日迄計		總計		殘高	
									資本金			500,000	00	500,000	00	500,000	00
250,000	00	250,000	00	250,000	00				未拂資本金								
	500		500		500				創業入費								
	8,000		8,000		8,000				地所家屋								
	500		500		500				器具								
	100		200		100		100	00	假渡金	100	00			100	00		
			10,000		1,000		9,000	00	當座預金			23,473	60	23,473	60	13,473	60
									定期預金			2,500	00	2,500	00	2,500	00
	58,000		58,000		58,000				貸附金								
	50,000		54,000		54,000				大坂支店	4,000	00			4,000	00		
	7		8		8				手數料	1	00			1	00		
	5,500		5,500		5,500				割引手形								
									割引料			26	40	26	40	26	40
			4,000				4,000	00	支拂送金手形			4,000	00	4,000	00		
	200		200		200				給料								
	98		98				98	00	營業費								
	143,095		270,508		270,500		3	00	金銀	9,100	00	118,308	00	127,408	00		
	516,000		661,509		648,308		13,201	00		13,201	00	648,308	00	661,509	00	516,000	00

總勘定日締表

十二月十五日

殘高		總計		前日迄計		本日入		摘要		本日出		前日迄計		總計		殘高	
									資本金			500,000	00	500,000	00	500,000	00
250,000	00	250,000	00	250,000	00				未拂資本金								
500	00	500	00	500	00				創業入費								
8,000	00	8,000	00	8,000	00				地所家屋								
500	00	500	00	500	00				器具								
100	00	200	00	200	00				假渡金			100	00	100	00		
		10,000	00	10,000	00				當座預金			23,473	60	23,473	60	13,473	60
									定期預金			2,500	00	2,500	00	2,500	00
30,000	00	58,000	00	58,000	00				貸附金	28,000	00			28,000	00		
51,000	00	57,000	00	54,000	00	3,000	00		大坂支店	2,000	00	4,000	00	6,000	00		
6	50	8	00	8	00				手數料		50	1	00	1	50		
		5,500	00	5,500	00				割引手形	5,500	00			5,500	00		
									割引料			26	40	26	40	26	40
		7,000	00	4,000	00	3,000	00		支拂送金手形	3,000	00	4,000	00	7,000	00		
200	00	200	00	200	00				給料								
98	00	98	00	98	00				營業費								
									利子	280	00			280	00	280	00
176,875	50	306,289	50	270,503	00	35,780	50		金銀	3,000	00	127,408	00	130,408	00		
516,280	00	703,289	50	661,509	00	41,780	50			41,780	50	661,509	00	703,289	50	516,280	00

總勘定日締表

十二月廿五日

殘高		總計		前日迄計		本日入		摘要		本日出		前日迄計		總計		殘高	
									資本金			500,000	00	500,000	00	500,000	00
250,000	00	250,000	00	250,000	00				未拂資本金								
500	00	500	00	500	00				創業入費								
8,000	00	8,000	00	8,000	00				地所家屋								
500	00	500	00	500	00				器具								
		200	00	200	00				假渡金	100	00	100	00	200	00		
		10,002	40	10,000	00	2	40		當座預金	1,559	18	23,473	60	25,032	78	15,030	38
									定期預金			2,500	00	2,500	00	2,500	00
30,000	00	58,000	00	58,000	00				貸附金			28,000	00	28,000	00		
23,000	00	57,000	00	57,000	00				大坂支店	28,000	00	6,000	00	34,000	00		
6	50	8	00	8	00				手數料			1	50	1	50		
55,000	00	60,500	00	5,500	00	55,000	00		割引手形			5,500	00	5,500	00		
									割引料	462	00	26	40	488	40	488	40
		7,000	00	7,000	00				支拂送金手形			7,000	00	7,000	00		
400	00	400	00	200	00	200	00		給料								
193	00	193	00	98	00	100	00		營業費								
		59	18			59	18		利子	2	40	280	00	282	40	223	22
150,637	50	335,783	50	306,283	50	29,500	00		金銀	54,738	00	130,408	00	185,146	00		
518,242	00	788,151	08	703,289	50	84,861	58			84,861	58	703,289	50	788,151	08	518,242	00

第六編 家計編

第一章 家計の収入及支出

家計の収入 (Income) には俸給生活利子又は損料生活の如く必ず其額の一定し、若くは殆んど一定せるものと、其他の生計の如く収入の一定せざるものがある、而して支出 (Outgoing) の方は理論上一定することの出来ざるものであるが、然かし或期間に於ては實際上一定に近き支出を爲し得るものである、兎に角支出が略ぼ一定し得ると得ざるとに係らず、支出は常に収入を超えざるようにし、而かも何等かの財源を作り出して、生活の程度を高むるようにならねばならぬ。

一 収入の一定せる家計に於ては一錢にても収入以上の支出を爲せる時は、直ちにそれだけが不足と爲つて、負債を生ずるか若くは貯

蓄を減ずることとなり、爲めに將來の發達を害することゝ爲るから、先づ豫め家計豫算を作つて收支の適合を計らねばならぬ、而して此の如き會計に在ては、若し普通以外の収入のあつた時は、之を臨時収入として貯蓄し、以て臨時の入用及び不時の變災に備ふるが良い、決して之を平常の豫算に組入れてはならぬ

二 収入の一定せざる家計 在ても支出は収入以内でなければならぬのであるが、然かし収入が一定せぬ故に豫算を立てることが困難である、されば此かる家計に於ては

- 一、前數年間に於ける収入の平均額
- 二、前數年間に於ける支出の平均額
- 三、自家の地位及び社交の程度
- 四、當年に對する學理及經驗上の豫想

に依て其大凡の計算するのである、而して豫算は先づ一年間の豫算を作り、更に毎月豫算を立て、一ヶ月の豫算との差異は翌月に之を整理して、一年の終には豫算と實算とを近よらせるようにするのが、家計整理の要件である

収入の一定せざる家計に於ても、臨時ならざる通常の支出は大体計算され得るのであるから、例へば商店などでは月の初めに家事費として一定の金額を主婦に渡し置き、之を以て収入の一定せる家計と同様に會計を取扱はせたならば、家計も能く整理し、又店と家庭とが分離して家政上も甚だ宜しきことである

三 支出額支拂法 我國には通帳買といふ惡習があつて、常に家計を乱して居るが、通帳買は支出を嵩ましむるの基であり、又通帳の記入に依頼して兎角家計簿若くは家計カードの記入を怠る原因とも爲る

のである。殊に通帳買に依る物品の代價は、現金買よりも品が悪くて高いのが當り前であり、又通帳買は多く月末の収入を當てにして借買をするのであるから、若し中途に於て収入が減するような事情が起つたり、免職、休職などに遇た時は、家計上に恐るべき變動を生ずるものであるから、現金支拂の方法を採ることが必要である。

四 經常費と臨時費 經常費とは平生繰り返へして起る費用をいひ、臨時費とは稀に起る費用をいふのである。經常費は其起る時も其額も凡ろ豫定せらるゝが、臨時費は其時も其額も豫計することが出來ず殊に其多くは節約し難きものであるから、平生成るべく經常費に節減を加へて、不時の臨時費に充つるようにならねばならぬ。

第二章 家計カード

家計には商店會社のように事務分擔といふことが無く、通常主婦が監

督若くは調理も、應接も、育児も、衛生も、會計も兼ねて行ふのであるから其會計は商店會社の如く複雑ならずとも、此忙はしき主婦一人で整理するのであるから殊にカードのような簡單輕便なるものを利用するの必要があるのである。

一 収入カード 収入の一定せるものには其必要なく、収入額は直ちに收支表へ記入して行けば良いのであるが、収入の一定せずして度々に入り來るものは収入の種類に従て見出を附したカードを作るのである。

二 支出カード 附録説明書の通り大中小科目に従て中小見出を附するのである。例へば中科目副食物、小科目肉類、惣菜、漬物等の科目ある場合には、買入の度に之を費用として、先づ小見出のカードに記入するのである。此カードは中見出のカードの後にに入れて置くのであつて

(小見出……肉類)

肉類		大科田		副食物		四月		NO.	
日	種	取	支拂額	日	種	取	支拂額	日	種

一日の終りに其日の副食物に属する総ての小見出カードの日計を纏めて、中見出のカードへ轉記する順序である、中見出カードは一ヶ月一枚の割にて、三十一日をカードの表裏に割り付けて印刷して置くのである、凡る豫算は餘り小さい所で定ると却て正確に行かぬものであるから、此には中科目で定めたのであつて、中見出即ち中科目のカードは一方には毎日及び毎月の支出を計算し、一方には毎日及び毎月の豫算と實算とを對比して實費が豫算に超越せぬことを監督するものである

(中見出……副食)

副食物		四月(小)		豫算		日割		30日	
日	割	支拂額	餘	高	高	月	割	圓	不足
1	20	25	05	05					
2	35	30	05	05					
3	35	41	06	06					
4	24	25	01	01					
5	29	29							
6	20								

る、副食物は日割が三十錢であるから、四月一日に二十五錢しか使はぬとすれば餘剰の五錢は翌二日に使つても良い譯故即ち翌日の割當額は豫定の三十錢と前日の餘り五錢との合計三十五錢と爲るのであり、又三日のように割當額より多く使つて不足を來たした時は、翌日は節儉して豫算に合はせる爲めに、四日の割當額は三十錢のものが二十四錢に減するのである

三 エン、ウ、エ、ロ、イ、プ、式、カ、ー、ド、之は只カードの記入のみに依らずして、現金とカードとの兩方を以て支出を監督しようとするものである

家計カード

商用編の計簿カードと同様に取扱へば良いのである

六 毎月収支表は毎月末に作つて、其月の収入支出を比較し、以て家計の餘裕及び不足を計算するものである

七 毎月総勘定表 毎月収支表は只収入と支出とを比較するのみであるから、更に此表を作つて収入支出及び資産負債の全体を表はすのである、其記入法は前に説明した日計表と同じであつて、即ち財産カードから各科目に依つてそれを総計表に記し、又毎月収支表の収入合計と支出合計とを記せば、出入双方は平均してカードの記入に誤りなきことを示すのである

第三章 カード保存法

商店會社と違つて、家計には特別なるカード受持係 (Card Keeper) もなく計算係も無いのであるから、カードの保存場所が悪いと従來の家計帳

と同じく有つても書かぬといふことになる、即ちカードの保存場所は成るべく目に觸れる場所を選び、常に目に觸れるから自然之に注意してカード面の豫算にも氣を付ける、カードにも書く、計算するといふようにせねばならぬ、此点に關しては柱カード及びエンツエロープ式カードは大に便利であるが、又カード式のカードならば金箱、鏡臺又は茶箆等の抽出の一部をカード保存箱にしたいものである、家計を整理して一家の進歩幸福を計るには、香水の抽出よりはカードの抽出の方が確かに大切なのである

第七編 カード式決算法

カード、システムは頗る簡便なものである、隨てカード式決算法 (Closing Book Accounts) も亦簡便でなければならぬ譯である、果然カード式決算法は非

カード式決算法

常に簡便で又便利である、舊來の帳簿では小商店に於ても決算に一日を費し、大商店、會社、銀行などでは二三日も一週間も、決算の爲めに店員の顔を青くして居るのであるが、カードを用ゐる時は所有品の棚卸さへ出來て居れば、多くとも三時間で立派に決算が終るのである。蓋しカード、システムには繰越といふこともなく、又日々勘定高を計算した日計表もあるから、帳簿を反覆すように數百枚のカードを引出さずとも日計表、日締表のみで正確なる決算が出來るのである。銀行の事務を知て居る人はカード式の當座預金明細帳と舊來の當座預金元帳を比較し、然かも預金者が一千人程あることを想像して見よ、如何にカード式決算法が便利であるかを考へることが出來るであらう。カード、システムの意味は、深く研究し而して之を實地に行つて見ねば分らぬのである。土屋は本編にて此講義を終るに就て世人に望むのは、たゞ實驗した

上でカード、システムを批評して貰いたく、簿記法のように本を讀たいだけで便否を論じられては甚だ迷惑であるといふこと、今の所では日本には忠實にカード、システムを研究する人が予以外に一人も無く、カード式無料教授の簿記學校などは無論山師であることを斷言する、殊に可笑しきはカード式帳合を教へる學校である。カード式に帳合があるか無いかは愚物でない限りは一見して直ちに分るではないか、予は幸にして一万餘枚の歐米及我國のカードを有して居るから、何時にても古河鑛業會社へ來れば責任を以て之を説明するのである。さてカード式決算法は如何にするか、たゞ勘定の性質に依て、日計表の総計欄を差引き又は日締表の殘高欄を其まゝに損益表及び貸借對照表に分けて記載するだけのことである。此に銀行編に於ける十二月三十一日の總勘定日締表に依て、銀行の決算法を表示しよう、即ち貸借對

實業銀行本店貸借對照表

明治 年十二月三十一日

資 産		摘 要		負 債	
		資 本 金	50000000		
		當 座 預 金	1503038		
		定 期 預 金	250000		
		未 拂 利 子	2548		
25000000		未 拂 資 本 金			
	800000	地 所 家 屋			
	50000	器 具			
3000000		貸 附 金			
2300000		(大 阪 支 店)			
	5500000	割 引 手 形			
	46000	未 収 入 利 子			
15063750		金 銀			
		當 季 利 益		4164	
51759750			51759750		

實業銀行本店損益表

明治 年十二月三十一日

損 失		摘 要		利 益	
6	50	手 數 料			
400	00	給 業 費			
198	00	營 業 入 費			
500	00	創 業 入 費			
		利 割 引 料		657	74
		當 季 純 利 益		488	40
朱 41	64				
1,146	14			1,146	14

照表(資産負債)表の資産と負債との差が四十一圓六十四錢と爲り損益表の純利益が同じく四十一圓六十四錢と爲るから、資産と負債との差は夫れだけ損失か利益かを表はすものであつて、不足せる方へ損益表の純利益若くは純損失の高を加へて、對照表が平均すれば良いのである

財産目録は貸借對照表の資産高と負債高とを、一層詳細に表はしたものであるから、別に此に示す

には及ぶまい

右は本店のみの決算書であるが、之に支店の決算書金額を加へれば、銀行総体の決算書と爲るのである。而して此総決算書を作る場合には、大阪支店といふ科目は消へることゝ爲る。何となれば本店の對照表の資産の部に大阪支店二万三千圓とあれば、其反對に大阪支店の對照表には負債に二万三千圓と出る理であつて、本店支店間の貸借は銀行全体から見れば貸借無しと同一事であるから、之を消し去るのである。商店の決算の場合には商品の棚卸たなごしをするのであるから、銀行と少しく異なり、商用編第二章第六節の方法に依て、三十一日の仕入カードの金額を増し若くは減じた上で、三十一日の日計表を作り、以て決算に着手せねばならぬ。此他決算論などいふ六ヶ敷むつい議論があるけれども、カードシステムで説明すべき限りでは無い。

終りに、注意して置くが、一本本講習書に示した日計表や日結表は、商法の主義に依る貸借対照表に合はせて作つたものであつて、カード、システムには別に面白い日計表があるのである。けれども苟くも立法者や法律家が、貸借対照表を簿記風に考へて居る間は、カード式の日計表は我國には無益である、無益なものを貴重なる講習書に書くは不経済の事であるから、ワザト之を省いたのである。予は親愛なる講習生諸氏と共に、日本人の考を正して、カード式日計表やカード式資産負債表を説明する時の來らんことを熱望するのである。

講習書終

終りに、注意して置くが、一体本講習書に示した日計表や日締表は、商法の主義に依る貸借対照表に合はせて作つたものであつて、カード、システムには別に面白い日計表があるのである。けれども苟くも立法者や法律家が、貸借対照表を簿記風に考へて居る間は、カード式の日計表は我國には無益である、無益なものを貴重なる講習書に書くは不經濟の事であるから、ワザト之を省いたのである。予は親愛なる講習生諸氏と共に、日本人の考を正して、カード式日計表やカード式資産負債表を説明する時の來らんことを熱望するのである。

講習書終

附錄說明書目次

第一章	財產及會計	一
第二章	財產高計算法	四
第三章	商用勘定科目	三
	勘定科目の說明	一四
	勘定科目設定の標準	三一
第四章	會社勘定科目	三二
	第一節 鐵道業	三四
	第二節 汽船會社	四八
	第三節 保險會社	五〇
第五章	工業會社	五二
附	倉庫品分類法	五五

目次

第六章 銀行勘定科目

五七

損益に關する勘定

六一

代金取立の件

六二

他支店に對する取引

六三

第七章 家計勘定科目

六八

附録 説明書 目次 終

カード、システム講習書附録

説明書

小林行昌講述

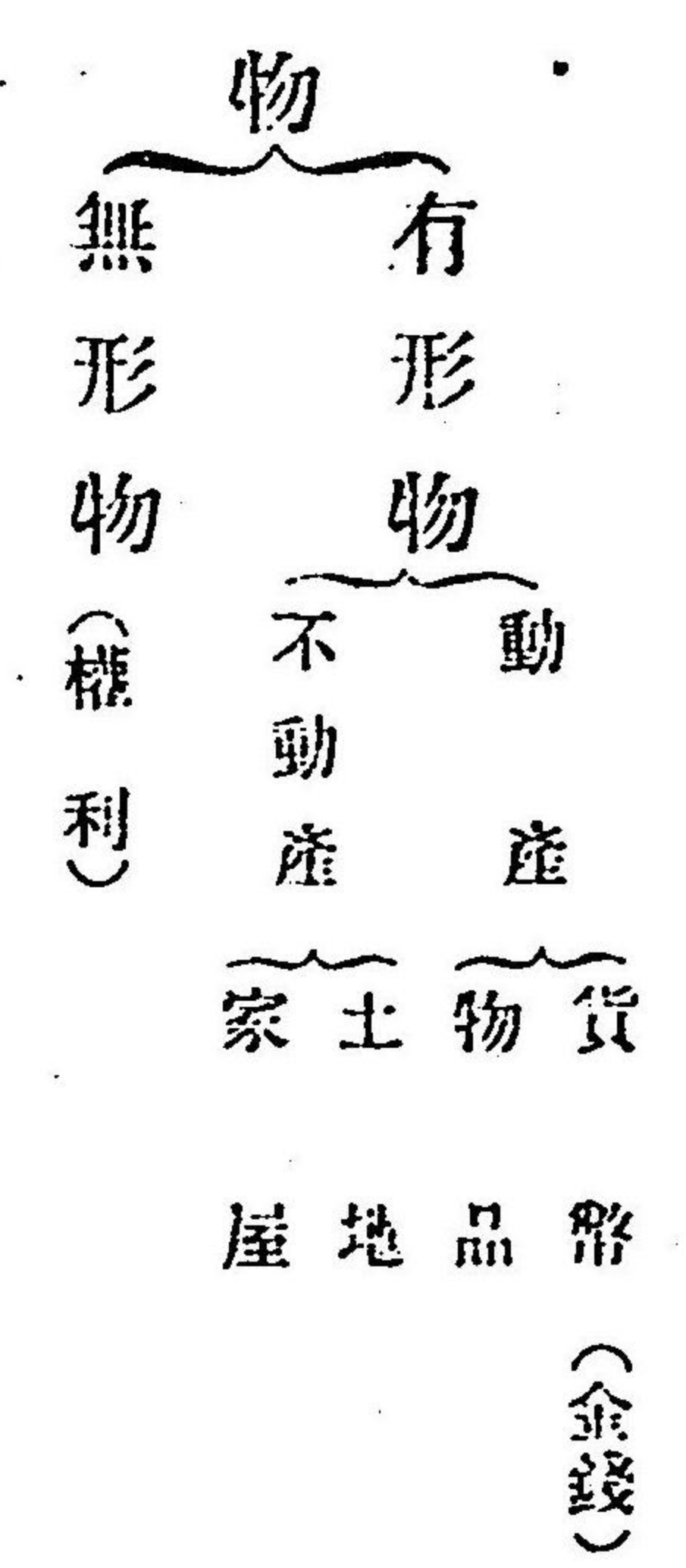
本説明書は講習書と並びて學習上に缺くべからざるものなれば、學者兩々相對照して講習せんことを要す（土屋註）

第一章 財産及會計

吾人々間には貧富智愚の別ころわれ、一人として多少の財産を有せざる者は非ず、而して財産（Property）とは價格を見積り得べき有形及び無形物の集積にして、且つ各人の處分し得べき生存材料を組成するものをいふ、されば財産たり得べきものは必ず價格を見積り得べきものにして、且つ生存の材料たるものならざるべからず、無價物及び生存材料

財産及會計

たらざるものは假令之を受取ることあるも決して財産たることを得ざるなり左に財産たり得べき物の種類を示さん



有形物たる土地貨幣等が財産たり得べきは明かなることなりと雖も無形物に至りては或は之を疑ふ者なしとせず右に示せる無形物たる権利は貸附金、賣掛代金、預け金其他價格を見積り得べき総ての権利を含むものとし例へば金百圓を銀行に預ければ其銀行に對する預金の権利の價は百圓なるべく勸業債券は勸業銀行に對する貸金の権利を表はす一種の証文にして此証文即ち権利は相當の價にて賣買せらる

しことさへありされば此の如く價格に見積り得べくして且つ生存の材料たり得べき権利を有するは則ち財産を有するものにして権利はたどひ無形物なりと雖も財産を形成るものたるや毫も疑ひあるべからず

茲に最も注意を要すべきは價格あれども財産を形成せざるものあること是れなり權利以外の無形物は即ち之に屬す例へば電車賃三錢を支拂ふとせんに電車賃は電氣及び車輛の使用料運送の勞力の報酬として三錢の價を有するものなれども乗客より見れば貨幣三錢を其財産中より出し之に代りて三錢に相當する電車賃を受たりとて電車賃は以後自己の生存材料たる能はず即ち財産たること能はざるなり凡る吾人の財産は米を買ひ茶碗を求め炭油を買入れ又は紙屑を賣拂ふより商品を買ひ借金貸金を爲し汽車乗車賃を支拂ふに至るまで

財産及會計

常に増減變化して已まざるものなり、而して財産の増減變化を計算し、及び之が記録を整理するものは會計(Accounting)にして此計算を記録するものは帳簿又はカードなり

第二章 財産高計算法

吾人の財産は常に増減變化するものなることは既に述べたる所の如し、而して財産の増減變化する有様を見るに、必ず或物が出で、其代りに或物が入り、又は或物が入りて其代りに或物が出づるにより、前の財産は變じて後の財産と化するなり、如何なる場合に於ても少しの動き無くして財産が増減し變化するの理あることなし
さて右の如く財産に増減變化を來すべき出入を取引(Transaction)とす、例へば今商品五十圓を現金にて買入るれば、則ち五十圓の價ある貨幣は財産中より出で去りて他人に渡り、其代りに五十圓だけの商品は

財産中に入り來るの取引を生じ、依て其財産は變化したるなり
されど財産は常に此の如く、有形物と有形物との入り代りに依りて變化するのみに非ずして、又有形物と無形物との交代あり、或は有形物及び無形物が財産中に入りて、其代りに有形物又は無形物若くは其双方が出づることあるに依り、變化することもあるなり、今次に變化増減の例を示さん

第一、變化の有様

(一) 米三百圓現金にて買入

有形物(金銭)入りて……………三〇〇^円

有形物(米)出づ……………三〇〇^円

(二) 金五十圓を大谷氏より借入

有形物(金銭)入りて……………五〇

無形物(權利)出づ……………五〇

何きなれば財産中に金銭五十圓入りたる代りに、財産中より五十圓に對する

権利を大谷氏に取られらるるが故なり、従て大谷氏には五十圓だけを請求し得る債権を生ず

(三) 大谷氏借金現金返済す

無形物(権利)入りて……………五〇 有形物(金銭)出づ……………五〇

此場合には前に大谷氏に取られて出でたる権利を取戻し、代りに金銭を渡出したり

(四) 運賃五圓を現金にて支拂ふ

無形物(勞力)入りて……………五 有形物(金銭)出づ……………五

運賃とは運送人の骨折即ち勞力に對する報酬なり、此場合には五圓だけの價ある勞力を受入れたる代りに五圓だけの貨幣が財産中より出でたるなり

(五) 小島氏に金十圓を貸す

無形物(権利)入りて……………一〇 有形物(金銭)出づ……………一〇

(六) 小島氏より元金及利息一圓返金あり

有形物(金銭)入りて……………一

無形物(権利)出づ……………一〇
無形物(利子)出づ……………一

此場合には發きに入りたる権利を出し、及び利子と稱するものを出したり、凡そ金銭を貸し其報酬として利子を取ることを約したる時は、貸主には後日利子を請求し得べき権利を生ず、本例に於ては金一圓を受入れたるが故に、其代りに利子請求の権利を出し、やりたるなり

(七) 金二圓遺失す

無形物(損失)入りて……………二 有形物(金銭)出づ……………二

財産中より金銭出で、損亡を受けたるなり

(八) 丸山氏に米百圓を賣り貸とす

無形物(権利)入りて……………一〇〇 有形物(米)出づ……………一〇〇

(九) 右貸賣金の内半額は現金にて、残りは手形にて受入る

有形物(金銭)入りて……………五〇
有形物(手形)入りて……………五〇
無形物(権利)出づ……………一〇〇

手形は通常之を有形物と看做すなり

(十)絹布四十八圓を買ひ、同運賃二圓を支拂ふべき所、前記手形を譲渡す

有形物(絹布)入りて……………四八

無形物(勞力)入りて……………二

有形物(手形)出づ……………五〇

今以上の變化を表示すれば左の如し

入りたる物		金額	出でたる物		金額
(一) 金	錢	三〇〇	米	權	三〇〇
(二) 金	錢	五〇	權	利	五〇
(三) 權	利	五〇	金	錢	五〇
(四) 勞	力	五	金	錢	五
(五) 權	利	一〇	金	錢	一〇
(六) 金	錢	一一	權	利	一〇
(七) 損	失	二	金	錢	二

以上示せる如く財産は出入變化し、入りあれば必ず出あり、出あれば必ず入りあり、決して入又は出のみの一方に止まる變化なきなり

第二 増減の有様

物が財産中に入出せる結果として或は財産を増すものあり、或は財産を減するものあり、而して物の中にて前に圖示したる以外のもの、例へば利子、運賃、手数料等は一回の使用にて其價を失ひ、再び取て生存の材料と爲すに足らざるを以て、財産を形成すること能はざるなり、故に概して

(八) 權	利	一〇〇	米	權	一〇〇
(九) 金	錢	五〇	權	利	一〇〇
(十) 絹	布	四八	手	形	五〇
勞	力	二			

米	(一) 入りたり.....五〇	出たり.....三〇〇
	(二) 出たり.....五〇	出たり.....一〇〇
権利	(三) 入りたり.....一〇	(二) 出たり.....一〇
	(四) 入りたり.....一〇〇	(六) 出たり.....一〇
勞力	(五) 入りたり.....二	(九) 出たり.....一〇〇
	(六) 入りたり.....二	
利息	(七) 入りたり.....二	出たり.....一
損失	(八) 入りたり.....五〇	
手形	(九) 入りたり.....四八	(十) 出たり.....五〇
絹布	(十) 入りたり.....六七八	
	入り合計.....六七八	出合計.....六七八

凡そ何れの取引にても財産中に出入するもの、價は相同じきが故に、
 総ての取引を合計するも亦出と入とは相均しきなり、是を出、入の平均
 といふ、讀者或は出入平均せば如何にして財産は増し或は減するかと

疑ふ者あらん、されど財産の増減は出入したる物の性質に依りて、之を
 第二に示したるが如くに區別して計算するが故に、直ちに増加若くは
 減少の額を知ることを得るなり

第三章 商用勘定科目

財産の増減變化を計算し及び之を記録するに當り、一々物品若くは事
 件の名を記し更に其出入せる物の一つ一つに就き計算を知らんとす
 る時は其數百千の多きに至り、却て計算の混雜を來し事業の大勢を察
 するに不便なるべきを以て、或る特別の目的(例へば倉庫品の整理の類)
 よりして、其詳細を知らんとする場合の外は、幾多の物品事件中同一の
 種類に屬する似よりたるものは、皆之を總括して大名稱を附すること
 便利なり、而して此大名稱を勘定名又は勘定科目 (Titles of Account) とい
 ふ、勘定科目は又カードの大中小見出ともなることを得るなり

商用勘定科目

勘定科目は業務の性質事務の種類大小及びカード保存上の都合等によりて、各自隨意に之を定むれば可なれども、大抵以下示すが如きものを普通とす

(一)資本主 會計上に於ては計算上の便利より、資本を元入せる資本主と店とを區別して、店にては資本主より資本を借用したりと看做すべし、資本主と店との關係は恰かも株主と株式會社との間の如し、株式會社なる無形法人は各株主より資金を借入れて營業をなすものなれば、商店にても矢張り資本主より元資を借入れたるものとし、即ち商店の商業財産中へ金銭其他元入れされたるものが入り、之れに對して權利を出したる一の變化なりとなすを良しとす、而して此權利を他の種々の權利と區別して資本主又は資本金と名付く
例へば金澤一郎より元入として金五百圓受取れる時の財産變化及科

目は

金銭入り……………五〇〇 資本主(權利)出づ……………五〇〇

(二)金銀 金銀銅貨紙幣は之を總括して金銀と云ふ、此他會計整理上金銀なる勘定科目の内に入り、貨紙幣と同様に取扱はるゝものは受取りたる小切手、送金爲替手形、預金手形及支拂期日にある手形なりとす、例へば米八十圓を賣り現金を受取る

金銀入り……………八〇 米出づ……………八〇

又麥八十圓を賣り小切手を受取る

金銭(小切手)入り……………八〇 麥出づ……………八〇

又米五十圓を賣り一覽拂の爲替手形を受取る

金銀(手形)入り……………五〇 米出づ……………五〇

(三)商品 自己の營業に属する販賣品を商品といふ、故に營業以外の

物又は販賣の目的なき物は商品といふべからず例へば穀商店にて白米百俵六百圓にて買入れ現金を支拂ふ(穀店の記入法)

商品(米)入り……………六〇〇 金銀出づ……………六〇〇

又同店へ銀行送金爲替手形金五百圓を郵送して大麥百俵を注文し來りたるを以て直ちに出荷す(同)

金銀(送金手形)入り……………五〇〇 商品出づ……………五〇〇

商品を仕入るゝに當り自店にて支拂ひたる運送其他の費用ある時は之を商品代價の中に加算するを常とす例へば商品五百圓を買入れ運賃五圓と共に現金を支拂ふ

商品入り……………五〇五 金銀出づ……………五〇五

(四)土地家屋 此科目は附屬品をも含む

(五)器具機械

(六)掛賣買の事 商品を貸賣し又は借買したる時は其相手たる人の名を科目として権利の出入を示す例へば商品五十圓を大山氏に掛にて賣る

大山氏(権利)入り……………五〇 商品出づ……………五〇

又右現金にて返却ありたり

金銀入り……………五〇 大川氏出づ……………五〇

商品を掛にて仕入れ又は掛借金を返済したる時は右と反對に記入せらる

(七)貸附金及借用金 掛賣買以外の貸借に名づくる科目なり

(八)預り金及預け金 他人より預かる時に預り金、他人へ預けたる時に預け金なる科目を用ゐて、其貸借上の権利を現はすなり、而して預け金及預り金は其性質に依て之を數種に小別することを得、例へば第一銀行へ現金百圓を當座預け金とす

當座預金(権利)入り……………一〇〇 金銀出づ……………一〇〇

此に注意すべきは資本金、預金、貸附金等は何れも「金」なる文字あるを以て「現金」なる科目と混同し易きこと是れなり、預金は現金其物に非ずして、現金の出でたるに對して入り來る所の物に附するの勘定名に外ならざるなり

(九)諸証券 公債証書、大藏省証券、株券、諸債券等は之を有價証券と稱し民法上有形物と同様に看做され、且つ普通の物品と同じく賣買譲與し得るものなれば、此等の証券は其証券の名稱を以て勘定科目と爲す

(十)手形 爲替手形及約束手形も亦一定の價を以て賣買譲與せらるゝ有價証券にして、商業上極めて重大なるものなれば、之を普通の貸金借金等の権利と區別して、爲替手形及び約束手形なる勘定科目を附することを得べしと雖も、通常之に受取手形及び支拂手形なる科目を附す即ち

受取手形 又は其爲替手形たるを約束手形たるを問はず、自己に金額を

受取るべき権利ある手形を総稱す

支拂手形 又は其爲替手形たるを約束手形たるを論ぜず、自己に金額を支拂ふべき義務ある手形を総稱す

例へば甲某より商品五百圓を買入れ代金として甲受取、當店拂の約束手形を振出し渡す

商品入り……………五〇〇 支拂手形出づ……………五〇〇

丙某に千圓の家屋を賣り、代金に對し爲替手形(又は約束手形)を受取る

受取手形入り……………一〇〇〇 家屋出づ……………一〇〇〇

右手形を太平銀行に渡し同行よりの借入金返済に充つ

借入金(権利)入り……………一〇〇〇 受取手形出づ……………一〇〇〇

此に注意すべきは約束手形を振出せる時は自己に支拂の義務を生ずるを以て、支拂手形なる科目を用ゐれども、爲替手形は通例貸金預け金其他の権利ある場合に、其義務者を支拂人として振出すものなるが故に、他人を支拂人として爲替手形を振出せる時は、手形なる科目を用ゐずして、直ちに其義務者に對する自己の権利を消滅したるが如く記入す、例へば甲某に金百圓を貸す

貸附金(権利)入り……………一〇〇 金銀出づ……………一〇〇

乙某より商品百圓を買入れ、代金に對し甲某を支拂人としたる爲替手形を振出し渡す

商品入り……………一〇〇 貸附金(権利)出づ……………一〇〇

右の権利は初め貸附金入りとして記入しあるが故に、後にも亦貸附金なる科目を以て此権利を消滅(出す)せしむるなり

(十一)小切手 次の如く種々なる場合あり

(イ)小切手を受取れる時は金銀なる科目を用ゆ、蓋し小切手は經濟上現金と同様に取扱はるゝものなるが故なり

(ロ)受取れる小切手を他人に渡せる時亦同じ

例へば商品五十圓を賣り小切手を受取る

金銀入り……………五〇 商品出づ……………五〇

右の小切手を渡しして机を買入る

器具入り……………五〇 金銀出づ……………五〇

蓋し右小切手は初め之を金銀として受入れあるを以てなり

(六) 小切手を振出せる時は當座預金なる科目を用ゆ、蓋し小切手は銀行をして自己の當座預け金を支拂はしむることを命じたるものなれば、爲替手形を振出せる時と同様に依りて之を整理するなり
例へば太田一郎より商品百圓を買入れ、代金として當店振出、太田受取第百銀行支拂の小切手を渡す

商品入り……………一〇〇

當座預金(權利)出づ……………一〇〇

(十二) 委託勘定 商品の賣捌きを委託する爲め他人へ積送れる時に起る科目なり

例へば商品百圓(此價は買入元價にて現はす)賣捌きの爲め乙某へ積送す

委託勘定入り……………一〇〇 商品出づ……………一〇〇

又右委託品百二十圓にて賣上濟となり手数料七圓差引き現金送付ありたり

金銀入り……………一一三 委託勘定出づ……………一一三

(十三) 受托の事 次の二つの場合あり

(イ) 右第十二に反し他人より賣捌委託の爲め物品を積送られたる時、此場合に於て其物品の所有權は依然他人にありて、受托者の財産には何の關係もなきものなれば、財産に變化を與ふるとなし、若し受托に付き運送費其他の費用を立替へたる時、及受托品が賣上濟となり一時其賣上金を預り置くが如き場合には次の如くす

例へば米百俵賣捌の委託を受け、其送荷運賃五圓を立替拂ふ

何某立替金(即權利)入り……………五 金銀出づ……………五

又右受托品賣り上げ濟となり賣上代金五百圓の内より立替金を差引き預かり置く

金銀入り……………五〇〇

何某立替金出づ……………五
何某預り金出づ……………四九

又右預り金銀行爲換にて送金す

何某預り金入り……………四九五 金銀出づ……………四九五

若又直ちに賣上代金中より立替金及手数料を差引きて送金せる時は
次の科目起るのみなり

金銀入り……………三〇

何某立替金出づ……………五
手数料出づ……………二五

(ロ)他人より物品の買付けを委託されたる時、例へば甲某より買付
委託の商品五百圓現金にて買入れたり

買付受託品入り……………五〇〇 金銀出づ……………五〇〇

又右買付品甲某へ送付す

甲某(権利)入り……………五〇〇 買付受託品出づ……………五〇〇

若又甲某より前金にて送付ありたる時は

金銀入り……………五〇〇 甲某預金出づ……………五〇〇

右に對し買付委託の商品を現金にて買入れたる時は、其商品は自己の
財産と爲るものに非ずして、現金を以て前の預り金を拂出したると同
様の勘定と爲るが故に

甲某預金入り……………五〇〇 金銀出づ……………五〇〇

此場合に買付品を甲某へ送附したる時は、別に出入の勘定起らず
(十四)荷爲換の事 商品を賣買するに當り、賣主は其商品を担保として
銀行より現金を借受け、其借入金に對し爲替手形を振出し、着荷の上に
て買主をして之を支拂はしむることあり、之を荷爲換といふ、而して銀
行は荷爲換に對しては通例商品元價の八九掛を貸與するに止まるを

以て其餘の代金は掛賣買と爲るなり

例題某地甲氏よりの注文により商品五百圓を賣渡し、荷爲換を取
組む荷爲換金四百圓なり某銀行より現金受取る

金銀入り	四〇〇	商品出づ	五〇〇
甲入り	一〇〇			

又乙某が商品五百圓を買入れ内四百圓荷爲換金某銀行へ支拂ひ残金
は掛とす

商品入り	五〇〇	金銀出づ	四〇〇
			乙出づ	一〇〇

又右爲換付商品を銀行へ預け置き其一部づゝの代金を拂ひて、幾回に
分ち全荷物を引取る時は次の如くす

例へば乙某より商品五百圓を買入る但し内四百圓は某銀行荷爲換付

残金は掛とす、爲換手形第八号

商品入り	五〇〇	荷爲換手形出づ	四〇〇
			乙出づ	一〇〇

商品を入りとしたるは此場合に於て商品は未だ銀行の手許に保持さ
れあれども其所有権は既に買主に移りたる故なり、又銀行は荷爲換付
商品に對し爲換手形を以て買主に代金を請求し來るを以て、銀行に對
する借りに荷爲換手形なる科目を付するものとす

例へば右商品の内半額内出づ現金を支拂ふ

荷爲換手形入り	二〇〇	金銀出づ	二〇〇
---------	-------	-----	------	-------	-----

以上二つの場合の出入關係左の如し

入		出
---	--	---

商品入り	五〇〇	荷爲換手形	四〇〇
		乙	一〇〇

荷爲換手形	二〇〇	金銀	二〇〇
-------	-----	----	-----

差引き銀行より二百圓乙某より百圓の借りとなる

(十五) 利子、割引料、運賃、保険料、倉敷料、旅費、給料、貸銀
交際費、家賃、地代、税金等

例へば甲某より受取れる爲換手形を某銀行にて割引き割引料二圓を
差引き、五百九十八圓を現金にて受取る

金銀入り	五九八	受取手形出づ	六〇〇
------	-----	--------	-----

割引料入り	二
-------	---

又大工賃錢一圓を現金にて支拂ふ

賃金入り	一	金銀出づ	一
------	---	------	---

(十六) 營業費及家事費 店に關する費用を營業費とし、家事に關するものを家事費として此二者を區別するを可とす、家事費は毎月初まりに之れを概算して賄方又は妻君に渡し置くと整理上便利なり

(十七) 損益右十六及十七以外の利益損失又は費用は雜損又は雜益なる科目を用ゆ

商品の賣買損益は商店の會計上重大なるものなれば殊に此科目を設くべしと云ふ者あれども、結算の際商品の出と入りとを差引けば賣買損益の高を知るを得べければ、別に斯る科目を設くるに及ばざる可し買入れたる物品の運賃を支拂ひたる時は、之れを元價中に組入れ夫れだけ高く買ひたりとすべし、尤も運賃當方持の約定にて商品を賣れる時は運賃なる科目を用ゆ

例へば商品百圓を買入れ運賃五圓共現金支拂ふ

商品(運賃を含む)入り……………一〇五 金銀出づ……………一〇五
 又商品八十圓を賣り掛とす但送荷運賃當方持とし一圓現金にて支拂ふ

何某入り……………八〇 商品出づ……………八〇
 運賃入り……………一 金銀出づ……………一

商品貯藏中の斤量の減損は商品棚卸に依りて之を知ることを得べし而して買入れの際其實際受取れる斤量が元量よりも少なく且つ之が賠償を爲す者なき時は其少量の商品を約定値段にて買入れたるものと看做す例へば商品十個を十圓にて買入る但内一個腐敗せり

商品(九個)入り……………一〇 金銀出づ……………一〇
 注意 右一より十七に至る間字側に●●点あるは勘定科目として用ゐらるゝもの又字側に棒を引きたるは財産中に入出したる科目なり

勘定科目設定の標準

勘定科目は業務の性質に依りて異なるべきものなれば各自随意に之を定むれば可なれども大凡左の條件に従ふことを要す

- 一、資産及負債に属する勘定と、損益に属する勘定とは區別すべし
- 二、會計の種類に依りて適當なる科目を設くべし
- 三、勘定科目は漠然たるべからず、又細密に過ぐべからず
- 四、會計の大小に依りて、科目を適當に分合すべし
- 五、科目には確定明瞭なる名稱を用ゆべし
- 六、由來を異にせる科目は區別すべし
- 七、平生起るべき勘定には獨立の科目を附すべし
- 八、同種の事件は同一科目に属せしむべく、又一度設けたる科目は漫りに變更すべからず

設定の標準

九、勘定科目は大抵カードの見出さるものなれども、都合に依りては之を見出さる若くは勘定科目以外の見出を用ゐるこゝあり

十、細分せる科目を見出とする場合には大なる科目を大見出さすべし

例ば當座預金なる大科目を更に第一銀行當座預金、三井銀行當座預金の如く小分する時は當座預金を大見出さし、銀行名を小見出さするが如し

第四章 會社勘定科目

會社は個人營業と異なり、數人が合同して出資を爲し、依て營業を爲すものなれば、其出資の方法自ら個人營業に相違する所あり

合名會社、合資會社に於て例へば甲は現金一萬圓、家屋一萬圓を、又乙は土地二萬圓及び現金一萬圓を出資と爲したりとすれば

金銀入り二〇、〇〇〇	資本金出づ五〇、〇〇〇
土地家屋入り三〇、〇〇〇		

とすることを得べく、若くは次の如くすることを得べし

金銀入り一〇、〇〇〇	甲資本金出づ二〇、〇〇〇
家屋入り一〇、〇〇〇		
金銀入り一〇、〇〇〇	乙資本金出づ三〇、〇〇〇
土地入り二〇、〇〇〇		

株式會社及び株式合資會社に於ても、一時に資本金全部を拂込み終りたる時は右と同様に記入すれども、若し株金を數回に分ちて拂込む場合には左の如くす

資本金（又は株金）十萬圓の内第一回拂込として現金五萬圓を受入る

金銀入り五〇、〇〇〇	資本金「株金」出づ一〇〇、〇〇〇
未拂資本金「權利」入り五〇、〇〇〇		

即ち株資金額に付き會社は株主に對して株式に相當するだけの各種

の権利を與へ、而して更に未拂込の分に對して、會社は株主に貸置くが如き關係を生ずるなり

更に第二回拂込として現金五万円を受入る

金銀入り……………五〇、〇〇〇 未拂資本金出づ……………五〇、〇〇〇

以上は何れの會社にも通ずる勘定の處理法なり

第壹節 鐵道業

私設鐵道會社條例により、各私設鐵道會社は其勘定を資本、收益の二種に區別して其會計を整理せざるべからず、而して各科目中に入るものも亦殆んど一定し居るものなり
左記科目表に於て興業費の如き費用を資本勘定中に組入るゝ所以は此種の費用は當初費用として支出するも、工事完成後又は相當の期間に於て、會社の財産と爲るものなればなり

資本勘定科目 (款) 興業費

項	目	節	項	目	節
線路測量費	技術員費	雜備手旅俸 消 品 費 蓄 費 給	用地費	諸	雜備 消 品 費
諸	費	雜通用器工 信材具 費 費 費 費	買上費	費	雜家上 費 地
工事監督	技術員費	手旅俸 當費給給			

鐵道業

鐵道業

停車場地築費	踏切道費	川溝付換	道路付換	溝付費	雜
工	雜材工	雜材工	雜材工	雜材工	雜
	料	料	料	料	
費	費費費	費費費	費費費	費費費	費

何所棧橋道費	各所避溢橋費	何所避溢橋費
雜消建器材工	雜消建器材工	雜消建器材工
築	築	築
耗用具料	耗用具料	耗用具料
材	材	材
費費費費費	費費費費費	費費費費費

土工費

築堤費	土留石垣及 舖費	切取費	伐開費	手當費
芝器工	雜材工	雜芝器工	雜器工	雜植移
植具付	料	植付	具	轉
費費費	費費費	費費費	費費費	費費費

橋梁費

各所架橋費	河川架橋費	工場地築費
雜消建器材工	雜消建器材工	雜材工
築	築	料
耗用具料	耗用具料	料
材	材	料
費費費費費	費費費費費	費費費

鐵道業

軌道費	隧道費	伏樋費	何々間伏樋費	何々間コルベルト費	コルベルト費
砂利敷費	何所隧道費	何々間伏樋費	何々間伏樋費	何々間コルベルト費	何所コルベルト費
借假工砂	雜消建器材工	雜材工	雜材工	雜材工	雜材工
道地敷	雜消建器材工	料	料	料	料
料費費代	料費費費費費	費費費	費費費	費費費	費費費

停車場費

何

驛

雜荷船運備信荷調石給營ヲ荷客機道乘木	揚場	付	號	械	器	燈	室	庫	庫	路	場	屋
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費

各所陸橋費	假橋費何所	各所棧道費
雜消建器材工	雜消建器材工	雜消建器材工
築	築	築
耗用具料	耗用具料	耗用具料
材	材	材
費費費費費費	費費費費費費	費費費費費費

雪工工	諸	鐵條敷費
場場	標	
園換轉		
線車		
費臺臺		
雜材工	雜諸番勾里	雜器工車枕
料	建號程程	具留木
費費費	費札標標標	費費費費代代

鐵道業

諸建 物費					
職工 役宅	機關 手役宅	驛長 役宅	普通 役宅	何所 倉庫	何工道 所場具 事務合 所費費
材工	雜材工	雜材工	雜材工	雜材工	雜材工
料	料	料	料	料	料
費費	費費費	費費費	費費費	費費費	費費費
			總 係 費	杭 垣 及 經 界 費	建 築 用 具 費
			事 務 所 費	修 繕 費	新 調 費
			雜 手 通 印 備 被 手 旅 館 俸	雜 材 工	機 關 車 修 繕 費
			數 信 刷 品	料	料
			費 費 料 費 費 費 當 費 給 給	費 費 費	費 費 費

器 械 場 費		車 輛 費		波 戶 費	
器 械 費	何 々 所 建 築 費	タ ア プ リ 費	及 器 械 費	排 雪 車 費	緩 急 車 費
		土 運 車 費	貨 車 費	客 車 費	機 關 車 費
		何所波戶費			
雜 購 付 買 費		雜 材 工 料 費		雜 消 建 器 材 工 築 耗 用 具 料 材 費	
費費費		費費費		費費費費費	
費 建 築 用 汽 車		運 送 費			
運 轉 費		工 場 用 品 運 賃	器 械 場 用 品 運 賃	諸 建 物 用 品 運 賃	車 輛 用 品 運 賃
雜 消 備 耗 費		停 車 場 用 品 運 賃	軌 道 用 品 運 賃	隧 道 用 品 運 賃	伏 樋 用 品 運 賃
		貨 車 用 品 運 賃	橋 梁 用 品 運 賃	土 工 用 品 運 賃	假 道 敷 設
		線 路 番 所			
		雜 材 工 料 費			
		費 費 給			

鐵道業

汽車費		監督費	
運轉費	雜備手旅俸 消費品 費費當費給	橋梁修營費 伏樋修營費 降道修營費 電線修營費 器番所修營費 掃矢來修營費 棚除設費	石被機 炭眼手 費費費
運輸費		車類修營費	
監督費	雜備手旅俸 通信 費費當費給	機關車修營費 客車修營費 貨車修營費 緩急車修營費 士連車修營費 タアプーリン修營費 費排車及諸器械	雜類藏敷料

線路保存費		監督費		本社費	
工事費	軌道修營費	雜備手旅俸 消費品 費費當費給	電信線架設費	印刷及廣告費 收入印費 通信品費 手書費 接洽費 本社修繕費	雜俸給 旅費 收紙費 備入費 通信費 手書費 接洽費 本社修繕費
收益勘定科目(支出之部)		(款)營業費		雜費	
項	目	項	目	節	節
線路保存費	監督費	油	脂	油	脂
雜備手旅俸	消費品	屑	糸	屑	糸
費費當費給	費費當費給	掃	除	掃	除
		給	水	給	水
		停車場使用料	車類使用料	停車場使用料	車類使用料

以上示したる科目の外興業費、營業費及び營業收入等の款科目に相當する大なる科目あり左の如し

株金	營業收入	假收入	未拂金	身元保証金
勘定	預り金	興業費	本社費	營業費
物品	貯藏物品	製造中物品	假受物品	銀行
金	假出金	外國勘定	創業入費	營業準備
	受取手形	未收入金………等		

今例を以て右科目の整理法を示さん

- 一、技師土谷乙造外九十名へ本月分俸給金一千圓を支拂ふ
- 二、青沼正人より建築課用椅子五個を買入る、但代金十圓は月末拂の筈
- 三、長田四郎より煉瓦三十万枚を買入れ代金現金にて支拂ふ、此金二千八百圓也
- 四、品川出張所技師岸本武男へ本月分豫備金として金四百圓を渡す

入り

出づ

一、興業費(款)

金銀 一、〇〇〇

工事監督費(項)

技術員費(目) 俸給 一、〇〇〇

二、興業費(款)

建築用具費(項)

新調費(目) 一〇

未拂金 一〇

三、貯藏物品 二、八〇〇

金銀 二、八〇〇

四、假出金

金銀 四〇〇

品川出張所 四〇〇

即ち取引の起れる度毎に、一々款項目節各科目が排列せらるゝなり

鐵道業

少するものとす、抑も積立金は不時の入用若くは多大なる支出に備ふるものなれば、經常の費用又は多大ならざる支出は、之を營業費中より支出するを以て、會計上の安全なる方法と爲す、次に倉庫會社の勘定科目を述べべき順序なれども、只倉敷料(若くは保管料)貸庫料、及び保險會社、勘定等の科目が異なるのみにして、他は商用勘定科目に同じければ略す

第三節 保險會社

一 生命保險會社 大体は商用編に同ト、左に其異なる科目のみを示さん(此に示さざるものは商用に同トきことを忘るゝ勿れ)

資産………至く商用科目と瀛船會社科目とに同ト
 負債 前季責任積立金
 準備積立金
 其他は商用及瀛船會社科目に同ト

損益
 収入 保險料——— 利子
 雜収入——— 前年度繰越金
 支出 保險金——— 支拂未濟保險金——— 雜費——— 代理店手数料——— 支拂未濟代理店手数料——— 仲立人手数料及割戻金——— 其他同前

生命保險に於ては必ず保險金を支拂はざるべからざる性質のものなれば、隨て責任積立金を設けて一は會社の信用を明かにし、一は被保險者に損害を蒙らしめざるの用意とす

二 海上保險會社 資産負債に屬する科目は大体商用及び汽船會社に同じ

損益
 収入 委棄物賣得金——— 保險料——— 手數
 料——— 利子
 支出 割戻保險料——— 賠償金——— 再保險料——— 内外代理店
 手數料——— 其他同前

委棄物賣得金とは例へば船舶が沈没せる時に、被保險者たる船主は之

保險會社

を保險會社に投げ出して保險金を受取り、會社は更に其物を自己の所有として、其浮き上りたる物を賣りて収入とするなり

第五章 工業會社

本講習書に於ては原料買入及び貸銀支拂の時と、製品賣上の時とに於て計簿カードに記入するのみなるを以て、總ての勘定科目は商用に於けると同じ、只此に參考として舊來我國に行はれある工業勘定科目を示せば左の如し(此科目は本講習書には必要なきなり)

- 一 瓦斯會社の勘定科目 一般の科目と異なるもの左の如し
 - 興業費 興業用品勘定 瓦斯代金 器具貸附料 工事受負金 副生物代金 精製品代金 契約保証金 器具賣上金 割引金(副生物代計量工事請負器具貸附料器具賣上代等に對する割引)
- 二 鑛山會社の勘定科目 採礦及冶金に關するものゝみを示す

(鑛區費)

款	項	目
何鑛區	鑛區代	示談金
		手數料
		登録稅
		創業費
		試掘費
		雜費
何試掘地	讓受代	其他同前
		試掘地代
		其他同前
(用地費)		
何地買入費	地所代	其他同前
		建物代
		其他同前
何地借用費	借地料	
工業會社		

(建物費)

款	項	目
何事務所	土木費	
	本家費	
	附屬營造物	
	機械費	
	備品	
	設計監督費	
	雜費	
何出張所費		
何倉庫費		
.....費		

- 金屬材料
 - 鐵材 軌條 鋼 板類 管類 釘類 鋼類
- 電氣用品
 - 電機器 電燈 電線用品
- 調合品
 - 石灰 石灰石 水銀 食鹽 丹礬 鉛 滿俺 古鐵
- 爆發物
 - 火藥 ダイナマイト 導火 雷管
- 燃料
 - 木炭 石炭 コーク 薪 石油
- 建築材料
 - 木材 石材 煉瓦 セメント 砂礫 石灰
- 器械用品
 - 油類 帶皮類 管類 製作品 雜品

- 飲食品
 - 米 味噌 酒 醬油 鹽 馬糧 雜穀 雜品
- 備消品
 - 筆墨紙 什器 疊建具類 綿布類 雜品

の如く区分し、爆發物、調合品の如き危險物は家屋を離れたる所に堅固なる倉庫を建て、相觸れ相混せざるよう整然と保管するなり

第六章 銀行勘定科目

一 株主に對する負債

(一) 資本金又は株金 (二) 積立金 (三) 前期繰越金
 積立金及び繰越金が株主に對する負債となる所以は、元來株主に配當すべき利益の内より若干を控除して、損失準備の爲め銀行に積み置くが故なり

銀行勘定科目

二 一般の負債

- (四) 借用金
- (五) 定期預金
- (六) 當座預金
- (七) 小口當座預金
- (八) 通知預金
- (九) 預金手形預金
- (十) 別段預金

別段預金とは一より九迄の何れにも屬せざる預金を、一時此科目にて整理するものなり

三 爲替上の負債

爲替上の負債とは爲替事業を取扱ふに當り、當店と他支店との間に生ずる取引の結果、當店の負債と爲るものをいふ

(十一) 支拂送金爲替手形 他支店より當店へ向け送金取組の通知ありたる時、此勘定を聞き當店の支拂義務を負ふ手形勘定とし、取付けに應じ此勘定より支拂ふなり

(十二) 他店及支店 他店又は支店に對して送金を取組み若くは他支店

に代りて諸手形の取立を爲せる時は、此に一時負債若くは預り金を生ずるを以て、之を整理する爲めに取引銀行名を科目とするなり

四 一般の資金

(一) 貸附金 (二) 割引手形 其約束手形たると爲替手形たるとを問はず、凡て割引したる手形をいふ

(三) 荷爲替手形 荷主が荷受人に對して發行したる爲替手形に、擔保として其荷物を添ゆる一種の割引なれども、亦特別の注意を要するものなるを以て、殊に此科目を設く

(四) 當座貸越 當座預金を爲せる人に預金以上の拂出を爲せる時に附する科目なり、例へば甲某振出小切手一千圓を現金にて支拂ふ、但し甲の現在預金殘高八百圓也

當座預金(權利)入り……………八〇〇圓 金銀出づ……………一、〇〇〇

銀行勘定科目

當座貸越(権利)入り……………二〇〇

即ち現金に對し前に出したる権利八百圓を取返へし、新に甲某より當座勘定貸の権利二百圓を取りて、現金一千圓を拂渡せるなり

(五)預ヶ金

五 爲替上の資産

(六)他店及支店 他店又は支店より送金爲替を取組まれ、又は當方より諸手形の取立を依頼するより生ずる勘定にして、取引銀行名を科目とす

六 株主に對する資産

(七)未拂資本金又は未拂株金 株金は通常數回に分ちて拂込むものなるが故に、其拂込未済の金額は株主へ貸として残るものなり、之を整理する爲めに此科目を用ゐ、其後拂込ある毎に之を減す例へば

株主引受株金十萬圓なり、但未だ拂込まれず

未拂資本金(権利)入り……………一〇萬圓 資本金出づ……………一〇萬圓

第一回拂込として五萬圓現金にて入金す

金銀入り……………五萬圓 未拂資本金……………五萬圓

(八)地所、家屋器具、機械、公債株式、地金銀及金銀等

七 損益に關する勘定

(一)利子、公債株式賣買損益、地金銀賣買損益、諸稅、給料、旅費、手當、雜費、雜損、雜益等

(二)手数料 例へば乙某の依頼に依り手形の取立を代理す、此取立金

一萬圓は一時當行へ預り置くこととし、内手数料五圓を受取る

金銀入り……………一〇、〇〇〇 手数料出づ……………五

別段預金出づ……………九、九九五

(三) 割引料 例へば丁某の依頼に依り一千圓の手形を割引し、割引料十圓を差引き、殘金現金にて支拂ふ

割引手形入り……………一、〇〇〇

割引料出づ……………一〇

金銀出づ……………九九〇

荷爲替手数料を受取る場合亦之に同じ、而して右の内割引手形十圓と割引料十圓とは振替の取引に属し、又金銀九百九十圓と割引手形代金中九百九十圓とは現金取引に属するなり

八 代金取立に關する件

代金取立の爲め手形を委託せられたる時は、其手形は他人の物にして當店の財産には變化を來さず、故に之は只補助カードに記すのみにして、計簿カード即ち傳票には記載せず、而して此手形代金が取立済と爲り、未だ其代金を依頼人に渡さざる間は、當店の預り勘定と爲るものな

れば依頼人が當店の取引先ならざる時は之を別段預金とし、又當座預金ある者若しくは支店或は取引銀行なる時は、習慣上其預り勘定は當座預金又は其銀行名の科目を以て之を整理するものとす、例へば

甲某より手形取立の依頼を受く(補助カードのみに記入)

右代金一千圓現金にて取立つ(甲某に當座預金の取引あり)

金銀入り……………一、〇〇〇 當座預金出づ……………一、〇〇〇

若し當座預金の取引なき場合には、前記手数料科目の部を見よ

九 他支店に對する取引

銀行に於て他支店名の科目を起す所以は、此科目を以て特に取引の頻繁なる他支店に對する貸借の關係を整理せんが爲めにして、其當店と他支店との間に起る取引の種類は左の如し

甲 當店より仕向くるもの

當舖より送金爲替を取組む
 當舖より荷爲替を取組む
 當舖より代金取立を依頼す
 當舖より他支店拂の小切手を振出す

乙 他支店より仕向け来るもの

他支店より送金爲替を取組み来る
 他支店より荷爲替を取組み来る
 他支店より代金取立を依頼し来る
 他支店にて當舖拂小切手を振出す

右の内貸借關係の起るものは左の如くにして、其他の場合は只補助カードに記入し置くのみなり

當舖當舖より送金爲替を取組む時
 負債 他支店より依頼されたる代金を取立てたる時
 當舖 他支店より送金爲替を取組み来る時
 資産 當舖より依頼し置きたる手形の取立られたる時

今左に之を詳述すべし

例一 大谷某の依頼により大阪支店渡し^レの爲替を取組む、但し爲替金五百圓現金受入る
 金銀入り……………五〇〇 大阪支店権利出づ……………五〇〇

此場合には他の科目を用ゐずして直ちに支店名を科目とし、支店より借りたるが如くにす

例二 大阪支店より當舖拂の爲替を取組みたる報知あり、此金一千圓送金爲替手形番號八號、依頼人大阪田島某、受取人東京カード、システム講習會

大阪支店入り……………一、〇〇〇 支拂送金爲替手形……………一、〇〇〇
 元來手形は呈示^{ていし}せらるゝ迄は支拂手形なる科目を起さざるものなることは、商用編に説明したる所なれども、取引銀行よりの送金爲替手形は必ず支拂ふべきものと定まり居るが故に、右の如く通知ありたるの

みにて、早くも支拂手形勘定を起すなり、而して當店が支拂手形の義務を負いたるを以て、夫れだけ大阪支店に對する権利を取り入れたり

例三、右送金手形と引換にカード、システム講習會へ現金一千圓を支拂ふ

支拂送金爲替手形入り……一、〇〇〇 金銀出づ……一、〇〇〇

此に一の注意すべきは先方より爲替を取組み來りたる時は支拂送金手形なる勘定を起せども、當方より爲替を取組みたる時は、送金手形なる科目を起さざる事是れなり、之れ單に會計整理の便宜に依りたるものにして、別に理由あることに非ざれども、習慣上此の如くなさるべからざるものとす

例四、丙某の依頼により一千圓の手形を割引き、割引料五圓を差引き手取金は現金にて支拂ふ

割引手形入り……一、〇〇〇 割引料出づ……五

金銀出づ……九九五

例五、右手形の支拂人は大阪居住に就き、代金取立方を大阪支店へ依頼す(補助カードのみに記入)

例六、右大阪支店に於て取立済の報知あり

大阪支店入り……一、〇〇〇 割引手形出づ……一、〇〇〇

此時に於て初めて割引手形科目を消すなり

例七、大阪支店より代金取立の爲め二千圓の手形を送り來る(補助カードのみ記入)

例八、右當地土谷久七より現金にて取立つ

金銀入り……二、〇〇〇 大阪支店(権利)出づ……二、〇〇〇

例七及び八は取立に關する件の部を参照すべし

総て出入の一方に金銀科目ある時は、其金銀額だけは現金取引なれば
従て傳票の現入若くは現出欄に記入し、其他は振替欄に記入す、今例四
を傳票に記入すれば左の如し

支拂					入金				
振替	摘要	現出	振替	合計	振替	摘要	現入	振替	合計
丙	米	995.00	5.00	1,000.00	丙	米		5.00	5.00
(見出……割手)					(見出……割料)				

第七章 家計勘定科目

家計といふ中にも大小種々あるが故に、何れにも適當するが如き勘定
科目を示すは難事なれども、左に其一般のみを掲げん

収入の部

- 經常
 - 元方(主人又は店方)——地代——家賃——損料——貸金利息
 - 預金利息——債券利息——特別収入
- 臨時
 - 不用物賣得金
 - 雜収入

經常支出の部

- 消耗品費……家具費——雜用品費
 - 被服費
 - 居住費
 - 米
 - 味噌
 - 副食物……更に種類別
 - 調味料……必要あらば更に種類別
 - 薪炭油
 - 雜食料
 - 教育修養費
 - 衛生醫藥費
 - 職業費
 - 雇人給金
 - 公費
 - 小遣……主人主婦小兒等
- 家計勘定科目

娯樂費
雜費

通信費
寄附及交際費

臨時支出の部

寄附

交際費

資産の部

地所 家屋 公債証券
郵便貯金 器具 現金

株券債券

貸金

銀行預金

負債の部

借入金 預り金

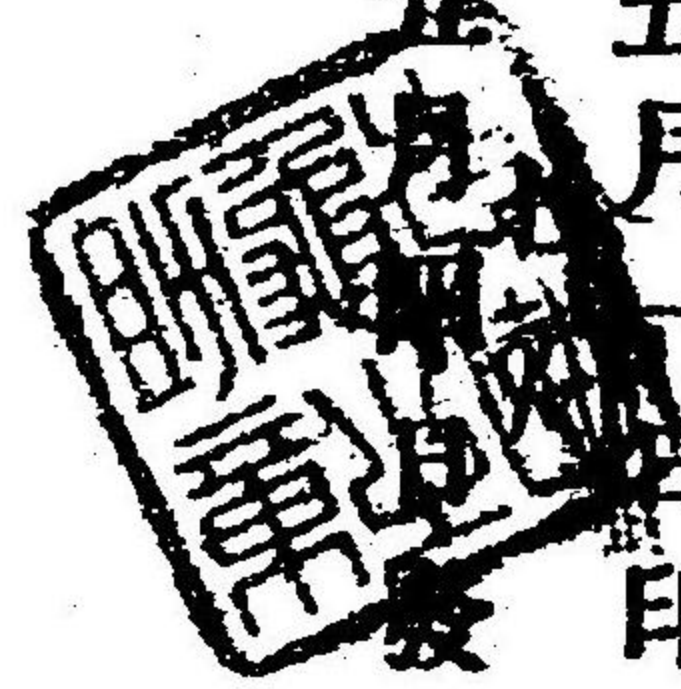
特別収入といふは内職、賞與、恩給等に依りて収入するものにして、此収入が月々一定し、而かも之を以て生計の元資の一部に充つる時は、之を經常収入とし、若し其額が一定せざるか、又は之を以て日常の生計の資と爲さるる家計にありては、之を臨時収入として貯金其他に振込むべきものとす。職業費とは内職を爲すに當り職業上必要なる費用にして

特別収入中内職に属するものと職業費との差額は内職の利益なり、内職といへば人或は之を卑む者あれども、婦女子も亦國家の一員なれば宜しく其餘力を利用して産業の發達を補助せざるべからず、寄附、交際費が臨時支出と經常支出との双方にあるは、其性質臨時なるものと其入用が平生定まり居るものとの別あるが故なり、而して賭費とは日常の食費をいふものなれば饗宴其他交際に属すべき飲食費は交際費を以て支辨せざるべからず、又保険料が火災保険なる時は純然たる支出なれども、生命保険の場合には終には保険金と爲りて歸り來るものなるを以て、之を貯金と同様に看做して、資産とするも可なり

説明書終

29/11/39

明治三十九年五月一日印刷
同 年五月一日發行



カード、講習書中編奥附
(非賣品)

著作者 土屋長吉

著作者 小林行昌

東京市日本橋區小網町仲丁三番地

發行者 太田龜之助

東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地

印刷者 後藤金之助

東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地

印刷所 保好舎



97
341

發行所

東京市京橋區新富町六丁目七番地
日本カード・システム講習會



97
341

發行所

東京市京橋區新富町六丁目七番地
日本カード・システム講習會



不許
複製

印刷所 保好舎

東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地

印刷者 後藤金之助

東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地

發行者 太田龜之助

東京市日本橋區小網町仲丁三番地

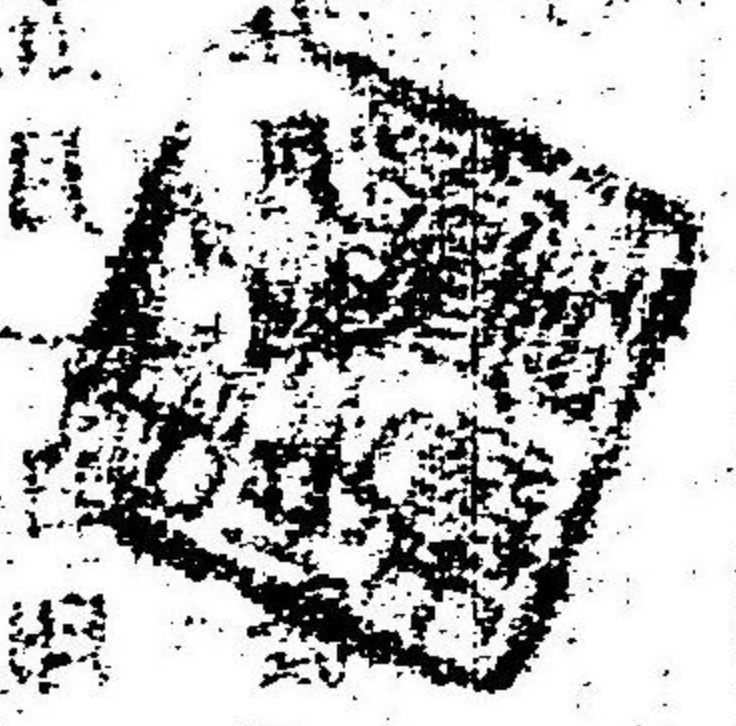
著作者 小林行昌

著作者 土屋長吉

明治三十九年七月十二日印刷
同 年七月十五日發行

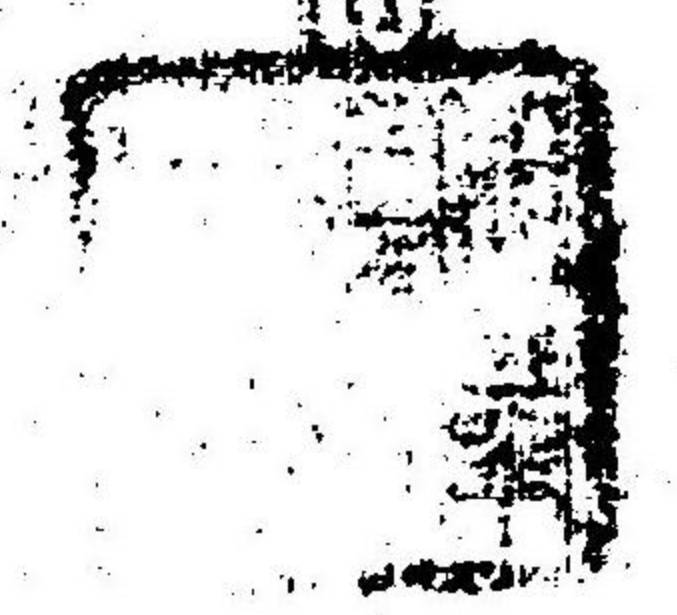
カード、講習書下編與附
システム (非賣品)

同 年七月十五日發行



著作者 小林行昌
著作者 土屋長吉

發行所 保好舎
東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地



發行所

日本カード・システム講習會

東京市京橋區新富町六丁目七番地

印刷所 保好舎

東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地

印刷者 後藤金之助


東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地

著作者 小林行昌

東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地

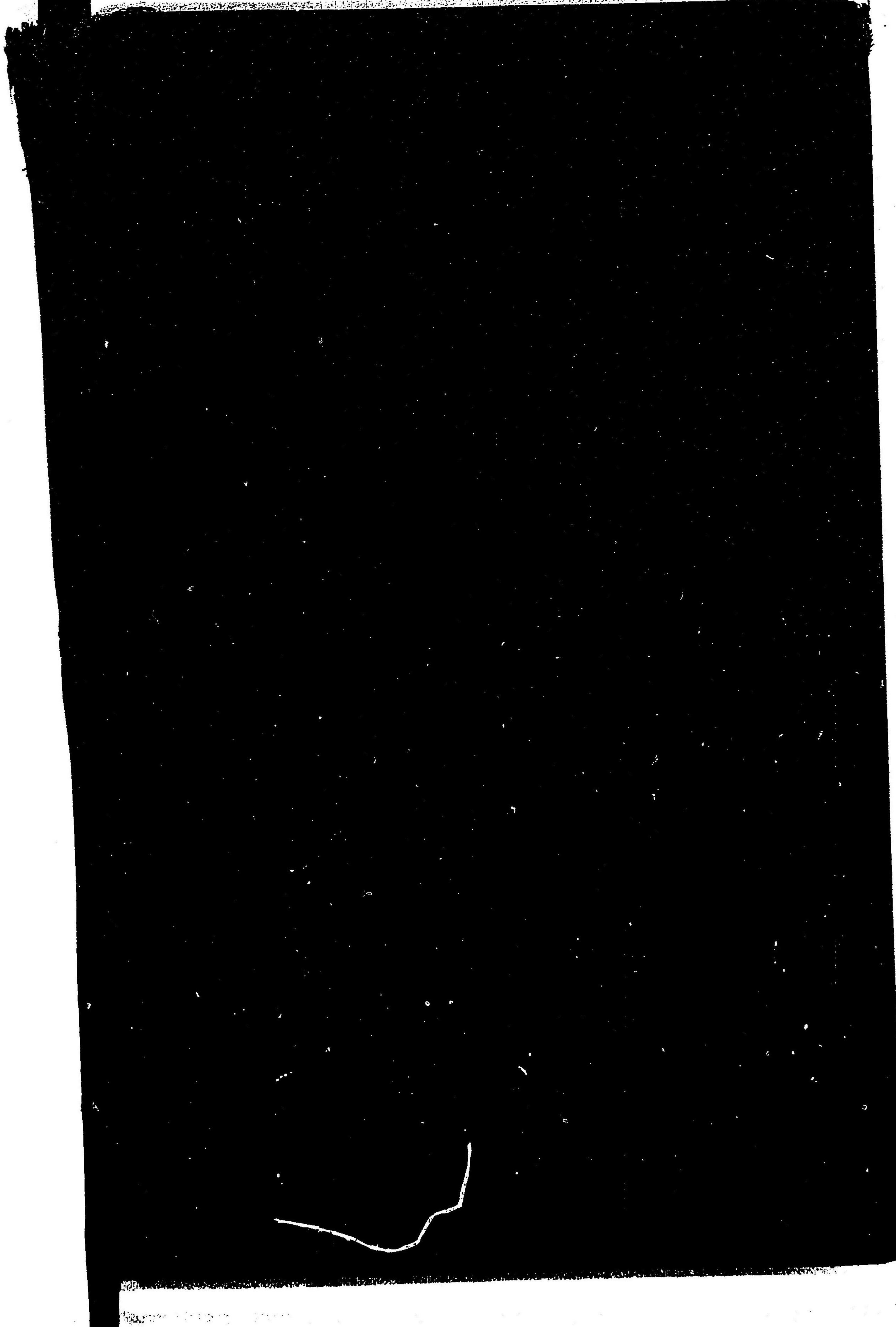
著作者 土屋長吉

東京市日本橋區蛸壳町一丁目三番地



83
14

97
347



97
341

044460-000-1

97-341

カードシステム講習書

土屋 長吉 / 著

M39

BDO-0056

